

浜松市地域防災計画

新旧対照表

浜松市地域防災計画 共通対策編 第1章総則 新旧対照表

頁	旧	新	変更理由																				
2 7	第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定公共機関 ○ 指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災業務計画並びに静岡県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について災害対策を積極的に実施し、本市が行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。 (略) <table><tr><td>日本赤十字社</td><td> ① 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること ② 血液製剤の確保及び供給のための措置 ③ 被災者に対する救援物資の配布 ④ 義援金の募集 ⑤ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 ⑥ その他必要な事項 </td></tr></table>	日本赤十字社	① 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること ② 血液製剤の確保及び供給のための措置 ③ 被災者に対する救援物資の配布 ④ 義援金の募集 ⑤ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 ⑥ その他必要な事項	第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定公共機関 ○ 指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災業務計画並びに静岡県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について災害対策を積極的に実施し、本市が行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。 (略) <table><tr><td>日本赤十字社</td><td> ① 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること ② 血液製剤の確保及び供給のための措置 ③ 被災者に対する救援物資の配布 ④ <u>日本赤十字社</u>の義援金の募集 ⑤ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 ⑥ その他必要な事項 </td></tr></table>	日本赤十字社	① 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること ② 血液製剤の確保及び供給のための措置 ③ 被災者に対する救援物資の配布 ④ <u>日本赤十字社</u>の義援金の募集 ⑤ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 ⑥ その他必要な事項	※文言の整理																
日本赤十字社	① 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること ② 血液製剤の確保及び供給のための措置 ③ 被災者に対する救援物資の配布 ④ 義援金の募集 ⑤ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 ⑥ その他必要な事項																						
日本赤十字社	① 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること ② 血液製剤の確保及び供給のための措置 ③ 被災者に対する救援物資の配布 ④ <u>日本赤十字社</u>の義援金の募集 ⑤ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 ⑥ その他必要な事項																						
8	(略) <table><tr><td>日本通運（株）(※19)</td><td>① 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運航</td></tr><tr><td>福山通運（株）(※20)</td><td>② 災害時の応急輸送対策</td></tr><tr><td>佐川急便（株）(※21)</td><td></td></tr><tr><td>ヤマト運輸(株)(※22)</td><td></td></tr><tr><td>西濃運輸（株）(※23)</td><td></td></tr></table> ※19 浜松支店 (略)	日本通運（株）(※19)	① 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運航	福山通運（株）(※20)	② 災害時の応急輸送対策	佐川急便（株）(※21)		ヤマト運輸(株)(※22)		西濃運輸（株）(※23)		(略) <table><tr><td>日本通運（株）(※19)</td><td>① 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運航</td></tr><tr><td>福山通運（株）(※20)</td><td>② 災害時の応急輸送対策</td></tr><tr><td>佐川急便（株）(※21)</td><td></td></tr><tr><td>ヤマト運輸(株)(※22)</td><td></td></tr><tr><td>西濃運輸（株）(※23)</td><td></td></tr></table> ※19 <u>静岡</u>支店 (略)	日本通運（株）(※19)	① 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運航	福山通運（株）(※20)	② 災害時の応急輸送対策	佐川急便（株）(※21)		ヤマト運輸(株)(※22)		西濃運輸（株）(※23)		※名称の変更
日本通運（株）(※19)	① 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運航																						
福山通運（株）(※20)	② 災害時の応急輸送対策																						
佐川急便（株）(※21)																							
ヤマト運輸(株)(※22)																							
西濃運輸（株）(※23)																							
日本通運（株）(※19)	① 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運航																						
福山通運（株）(※20)	② 災害時の応急輸送対策																						
佐川急便（株）(※21)																							
ヤマト運輸(株)(※22)																							
西濃運輸（株）(※23)																							

浜松市地域防災計画 共通対策編 第1章総則 新旧対照表

9	KDDI（株）（※26） ソフトバンク（株）（※27） 楽天モバイル（株） ・ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	KDDI（株）（※26） ソフトバンク（株）（※27） 楽天モバイル（株） ・ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	※名称の変更
	※26 ソリューション浜松支店 （略）	※26 中部総支社管理部 （略）	
11	産業経済団体 ① 浜松商工会議所その他商工業関係団体 ・ 市が行う商工業関係、被害調査についての協力 ・ 災害時における物価安定についての協力 ・ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力 ② とびあ浜松農業協同組合（本店ほか）、三ヶ日町農業協同組合、遠州中央農業協同組合（天竜支店ほか）、浜名漁業協同組合 ・ 農林水産物の被害調査についての協力 ・ 災害時における農産物、魚介類の確保 ・ 農林水産物等の災害応急対策についての指導 ③ 建設業関係団体等（※45） 災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力 ④ 観光協会 ・ 宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施 ・ 災害時における宿泊者の救護 ・ 災害時における避難者の救護応援協力	産業経済団体 ① 浜松商工会議所その他商工業関係団体 ・ 市が行う商工業関係、被害調査についての協力 ・ 災害時における物価安定についての協力 ・ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力 ② とびあ浜松農業協同組合（本店ほか）、三ヶ日町農業協同組合、遠州中央農業協同組合（天竜支店ほか）、浜名漁業協同組合 ・ 農林水産物の被害調査についての協力 ・ 災害時における農産物、魚介類の確保 ・ 農林水産物等の災害応急対策についての指導 ③ 建設業関係団体等（※45） 災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力 ④ 観光協会 ・ 宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施 ・ 災害時における宿泊者の救護 ・ 災害時における避難者の救護応援協力	※名称の変更
	※45 浜北建設事業協同組合、三ヶ日町建設業協会、春野建設事業協同組合、佐久間建設業協会、水窪建設業協会、静岡県西部解体工事事業協会、浜松上下水道協同組合、浜北上下水道協同組合、天竜北遠上下水道協同組合、細江町水道工事協同組合、三ヶ日水道工事協同組合、天竜森林組合、春野森林	※45 浜北建設事業協同組合、三ヶ日町建設業協会、春野建設事業協同組合、佐久間建設業協会、水窪建設業協会、一般社団法人静岡県西部解体工事事業協会、浜松上下水道協同組合、浜北上下水道協同組合、天竜北遠上下水道協同組合、細江町水道工事協同組合、三ヶ日水道工事協同組合、天竜森林組	

浜松市地域防災計画 共通対策編 第1章総則 新旧対照表

11	組合、佐久間森林組合、水窪町森林組合、龍山森林組合、引佐町森林組合 ほか。 (略) <table><tr><td>(福) 浜松市 社会福祉協議 会</td><td> ① 災害ボランティア本部及び区災害ボランティアセンターの設 置・運営 ② 生活福祉資金の貸付け ③ 義援金への対応 </td></tr></table>	(福) 浜松市 社会福祉協議 会	① 災害ボランティア本部及び区災害ボランティアセンターの設 置・運営 ② 生活福祉資金の貸付け ③ 義援金への対応	合、春野森林組合、佐久間森林組合、水窪町森林組合、龍山森林組合、引 佐町森林組合ほか。 (略) <table><tr><td>(福) 浜松市 社会福祉協議 会</td><td> ① 災害ボランティア本部及び区災害ボランティアセンターの設 置・運営 ② 生活福祉資金の貸付け ③ <u>社会福祉協議会</u>の義援金への対応 </td></tr></table>	(福) 浜松市 社会福祉協議 会	① 災害ボランティア本部及び区災害ボランティアセンターの設 置・運営 ② 生活福祉資金の貸付け ③ <u>社会福祉協議会</u>の義援金への対応	※文言の整理
	(福) 浜松市 社会福祉協議 会	① 災害ボランティア本部及び区災害ボランティアセンターの設 置・運営 ② 生活福祉資金の貸付け ③ 義援金への対応					
(福) 浜松市 社会福祉協議 会	① 災害ボランティア本部及び区災害ボランティアセンターの設 置・運営 ② 生活福祉資金の貸付け ③ <u>社会福祉協議会</u>の義援金への対応						

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

頁	旧	新	変更理由
22	第1節 通信施設等整備改良計画 1 無線通信施設の現況 (略) ○ 防災行政無線が輻輳したり、電波が届かなかったりする地域(※10)の場合は、衛星携帯電話(※11)により通信を行うほか、防災相互無線などの簡易無線を活用する。 ※11 衛星携帯電話番号表/解説・運用編 3-1 (略)	第1節 通信施設等整備改良計画 1 無線通信施設の現況 (略) ○ 防災行政無線が輻輳したり、電波が届かなかったりする地域(※10)の場合は、衛星携帯電話(※11)により通信を行うほか、防災相互無線などの簡易無線を活用する。 ※11 衛星携帯電話<u>設置場所</u>/解説・運用編 3-1 (略)	※文言の整理
23	3 整備計画 (略) <u>【新設】</u> 4 障害のある方への情報伝達体制の整備 ○ 市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 ○ 市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。	3 整備計画 (略) ○ <u>災害時に通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u> 4 障がいのある方への情報伝達体制の整備 ○ 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 ○ 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。	※県地域防災計画（防災）の変更 ※文言の整理

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

23	第3節 道路鉄道等災害防止計画	第3節 道路鉄道等災害防止計画																	
	1 現況	1 現況																	
	(略)	(略)																	
24	(令和6年3月31日現在)	(令和7年3月31日現在)	※データの更新																
	<table><tr><th>計画決定路線数</th><th>計画決定道路延長</th><th>整備済延長</th><th>整備率</th></tr><tr><td>144 路線</td><td>426, 370m</td><td>288, 688m</td><td>67. 7%</td></tr></table>	計画決定路線数	計画決定道路延長	整備済延長	整備率	144 路線	426, 370m	288, 688m	67. 7%	<table><tr><th>計画決定路線数</th><th>計画決定道路延長</th><th>整備済延長</th><th>整備率</th></tr><tr><td>144 路線</td><td>426, 370m</td><td>289, 828m</td><td>68. 0%</td></tr></table>	計画決定路線数	計画決定道路延長	整備済延長	整備率	144 路線	426, 370m	289, 828m	68. 0%	
計画決定路線数	計画決定道路延長	整備済延長	整備率																
144 路線	426, 370m	288, 688m	67. 7%																
計画決定路線数	計画決定道路延長	整備済延長	整備率																
144 路線	426, 370m	289, 828m	68. 0%																
	(略)	(略)																	
25	第4節 防災計画普及計画	第4節 防災計画普及計画																	
	1 普及の方法と内容	1 普及の方法と内容																	
	(略)	(略)																	
	○ 防災知識の普及、訓練を実施する際、避難行動要支援者（※1）を支援する体制が整備されるよう努める。	○ 防災知識の普及、訓練を実施する際、災害時要配慮者（※1）（以下「要配慮者」という。）に十分配慮し、避難行動要支援者（※2）を支援する体制が整備されるよう努める。	※文言及び文章の整理																
	※1 「共通対策編 第2章 第12節 要配慮者支援計画」避難行動要支援者個別避難計画による。	※1 高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等をいう。																	
	○ 被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めるとともに、静岡県が作成した「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。	○ 被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点から防災知識の普及及び防災対策を推進する。	※県地域防災計画（他）の変更																
	【新設】	○ 家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。	※県地域防災計画（防災）の変更																
	(略)	(略)																	
	○ 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーンを通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。	○ 防災週間、水防月間、津波防災の日、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。	※県地域防災計画（防災）の変更																
	(略)	(略)																	

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

26	・ 浜松市防災学習センター（※2）の活用による防災知識の普及 ※2 市民に防災に関する学習と体験の場を提供する、防災知識の普及及び啓発の拠点施設。 （略） ○ 市は、防災知識の普及に当たっては、周知徹底の必要性が高い事項を重点的に進める。 （略） ・ 災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）、男女共同参画の視点及び性的マイノリティへの配慮 （略）	・ 浜松市防災学習センター（※3）の活用による防災知識の普及 ※3 市民に防災に関する学習と体験の場を提供する、防災知識の普及及び啓発の拠点施設。 （略） ○ 市は、防災知識の普及に当たっては、周知徹底の必要性が高い事項を重点的に進める。 （略） ・ <u>要配慮者</u>、男女共同参画の視点及び性的マイノリティへの配慮 （略）	※文言の整理 ※文言の整理
26	2 市職員に対する教育 ○ 行政を進める中で、積極的に地震等の防災対策を推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構え等、研修会などを通じて教育を行う。 （略） ・ 静岡県地震対策推進条例（※3）に規定する対策 ※3 静岡県地震対策推進条例/資料編 22-2 （略）	2 市職員に対する教育 ○ 行政を進める中で、積極的に地震等の防災対策を推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構え等、研修会などを通じて教育を行う。 （略） ・ 静岡県地震対策推進条例（※4）に規定する対策 ※4 静岡県地震対策推進条例/資料編22-2 （略）	※文言の整理
27	3 市民に対する防火思想の普及 ○ 市は、南海トラフ地震臨時情報の発表時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応について啓発する。この場合、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の性別によるニーズの違い等を認識し、男女共同参画の視点に十分配慮するよう努める。	3 市民に対する防火思想の普及 ○ 市は、南海トラフ地震臨時情報の発表時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応について啓発する。この場合、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の<u>性別による</u>ニーズの違い等を認識し、男女共同参画の視点<u>並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへ</u>十分配慮するよう努める。	※文言の整理 ※県地域防災計画（防災）の変更

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

27

○

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。

○

津波対策推進旬間、防災週間、地震防災強化月間、地域防災の日（※4）において、それぞれの目的に合わせて必要な啓発活動を実施する。

※4

津波対策旬間（3月11日を含む10日間）、防災週間（8月30日から9月5日まで）、地震防災強化月間（11月）、地域防災の日（12月の第1日曜日）。

（略）

○

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために県が実施する、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料のアーカイブ化及び公開について協力をする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

一般的な啓発

①

啓発内容

（略）

・ 静岡県地震対策推進条例（※5）に規定する対策

※5

静岡県地震対策推進条例/資料編 22-2

（略）

各種団体への啓発

（略）

・ 研修に際しては、必要な資料の提供や DVD （※6）等の貸出しを行い、それぞれの立場の市民が、地域の防災に寄与する意識を高めることができるよう支援する。

※6

浜松市独自防災啓発映像ほか。

○

防災週間、水防月間、津波防災の日、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。

○

津波対策推進旬間、防災週間、地震防災強化月間、地域防災の日（※5）において、それぞれの目的に合わせて必要な啓発活動を実施する。

※5

津波対策旬間（3月11日を含む10日間）、防災週間（8月30日から9月5日まで）、地震防災強化月間（11月）、地域防災の日（12月の第1日曜日）。

（略）

○

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために県が実施する、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料のアーカイブ化及び公開について協力をする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然防災伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

一般的な啓発

①

啓発内容

（略）

・ 静岡県地震対策推進条例（※6）に規定する対策

※6

静岡県地震対策推進条例/資料編22-2

（略）

各種団体への啓発

（略）

・ 研修に際しては、必要な資料の提供や DVD （※7）等の貸出しを行い、それぞれの立場の市民が、地域の防災に寄与する意識を高めることができるよう支援する。

※7

浜松市独自防災啓発映像ほか。

※県地域防災計画（防災）の変更

※文言の整理

※県地域防災計画（防災）の変更

※文言の整理

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

30	第6節 住民の避難体制 (略) 1 避難所等の指定、整備 ○ 市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定し、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。 具体的には次のとおりとする。 ・ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で避難者が避難生活を送るために避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 (略) ・ 避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、トイレ等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、非常用電源、地域防災無線等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。	第6節 住民の避難体制 (略) 1 避難所等の指定、整備 ○ 市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定し、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。 具体的には次のとおりとする。 ・ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で避難者が避難生活を送るために避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員、<u>家庭動物の受入方法</u>等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 (略) ・ 避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ</u>、換気、照明、トイレ等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、非常用電源、地域防災無線・<u>衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器</u>等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。	※県地域防災計画（防災）の変更
31	・ 避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 (略) <u>【新設】</u>	・ 避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<u>段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資やマスク、消毒液、感染症対策に必要な物資、簡易トイレ、災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。</u> また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 (略) ・ <u>保健師、福祉関係者、NP0等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u>	※県地域防災計画（防災）の変更

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

31	<u>【新設】</u> 2 福祉避難所 ○ 一般の避難所では生活することが困難な障がいのある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所（※2）として指定し、公表することを検討する。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示することを検討する。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者にとって適切な生活環境が確保された場所への円滑な避難が可能となるよう、避難行動要支援者個別避難計画の策定などにより、平時から防災部局と福祉部局が連携して、地域の避難支援関係者などとの調整に努めるものとする。 （略） ○ 福祉避難所の円滑な運営を行うため、市は「福祉避難所の指定及び開設・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練の実施を推進する。 ○ 災害時において円滑に福祉避難所を設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等の周知に努める。 （略）	<u>○ 市は、在宅避難者や車中泊避難者など、指定避難所以外に滞在する被災者に対しても、指定避難所が在宅避難者等の支援拠点となり、あらかじめ、必要な生活関連物資の支援、保健医療サービスの提供、情報の提供及び車中泊スペース等の生活環境の確保などに努める。また、車中泊を行う際の健康上の留意点や必要な備蓄について周知に努める。</u> 2 福祉避難所 ○ 一般の避難所では生活することが困難な障がいの方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所（※2）として指定し、公表することを検討する。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、<u>受入れ</u>対象者を特定して公示することを検討する。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障がいの方等の要配慮者にとって適切な生活環境が確保された場所への円滑な避難が可能となるよう、避難行動要支援者個別避難計画の策定などにより、平時から防災部局と福祉部局が連携して、地域の避難支援関係者などとの調整に努めるものとする。 （略） ○ 福祉避難所の円滑な運営を行うため、市は「福祉避難所の指定及び開設・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練の実施を推進する。 ○ 災害時において円滑に福祉避難所を設置・運営できるよう、自主防災組織、<u>自治会</u>、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等の周知に努める。 （略）	※県地域防災計画（防災）の変更 ※文言の整理 ※文言の整理 ※文言の整理
----	---	---	--

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

32	4 避難所以外での滞在への配慮 (略) <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> (略)	4 避難所以外での滞在への配慮 (略) <u>○ 市は、自主避難所等に避難している避難者の情報を把握する方法を調査・研究するよう努める。</u> <u>○ 避難者等の把握には地域の協力が不可欠であることから、市は自主防災隊に市からの一斉連絡メールへの登録を呼びかけ、一斉連絡メールを使用した把握方法の確立を進める。</u> (略)	※令和6年能登半島地震の教訓（浜松市）
32	5 避難誘導体制の概要 (略) ○ 市は、住民等の逃げ遅れを無くすために、河川氾濫に係る避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。 ○ 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を静岡県土砂災害警戒情報補足情報システム等によりあらかじめ設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。 ○ 市は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、保健福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報伝達体制の整備、避難行動要支援者個別避難計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。 ○ 市は、新型インフルエンザ等感染症（※6）の濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備えて、平常時から、危機管理課と保健所及び感染症に係る関係課間で必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応（避難先、避難方法、避難先での対応等）について調整し、連携して対応するよう努める。 ※6 新型インフルエンザ等感染症：感染症法の類型の一つで、新型インフルエンザや再興型インフルエンザなどがある。なお、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）は令和5年5月8日に5類感染症に移行している	5 避難誘導体制の概要 (略) ○ 市は、住民等の逃げ遅れを無くすために、<u>今後起こりうる大規模災害に備えて、一人ひとりが「いつ」「どこに」避難するのかを事前に整理する「わたしの避難計画」</u>や河川氾濫に係る避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。 ○ 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を静岡県土砂災害警戒情報補足情報システム等によりあらかじめ設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。 ○ 市は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、<u>自治会</u>、保健福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報伝達体制の整備、避難行動要支援者個別避難計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。 ○ 市は、新型インフルエンザ等感染症（※5）等（<u>指定感染症及び新感染症を含む。</u>）発生時に<u>おける濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備えて、平常時から、危機管理課と保健所及び感染症に係る関係課間で必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応（避難先、避難方法、避難先での対応等）について調整し、連携して対応するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u> ※5 新型インフルエンザ等感染症：感染症法の類型の一つで、新型インフルエンザや再興型インフルエンザなどがある。なお、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保	※文言の整理 ※文言の整理 ※県地域防災計画（防災）の変更 ※県地域防災計画（防災）の変更

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

	ため含まれない。	健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）	
33	○ 危機管理監、区（区長）又は地域本部（行政センター長・支所長）は、市に避難指示等の発令のいとまがない場合は、市（市長）に代わって避難指示等の発令を行う。 （略） ○ 市民は、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難指示等が発令されていなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報（※7）等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。 ※7 国土交通省、気象庁、都道府県が発表する、住民が自主的に避難行動を取るために参考とする情報。	○ 危機管理監、区（区長）又は地域本部（行政センター所長・支所長）は、市に避難指示等の発令のいとまがない場合は、市（市長）に代わって避難指示等の発令を行う。 （略） ○ 市民は、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難指示等が発令されていなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報（※6）等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。 ※6 国土交通省、気象庁、都道府県が発表する、住民が自主的に避難行動を取るために参考とする情報。	※文言の整理 ※文言の整理
33	第7節 訓練計画 （略） ○ 市は、他の地方公共団体、防災関係機関、水防協力団体、非常通信協議会並びに民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び避難行動要支援者を含めた地域住民の協力を得て、総合防災訓練を行う。また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。 （略）	第7節 訓練計画 （略） ○ 市は、他の地方公共団体、防災関係機関、水防協力団体、非常通信協議会並びに民間企業、自主防災組織、<u>自治会</u>、ボランティア団体及び避難行動要支援者を含めた地域住民の協力を得て、総合防災訓練を行う。また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。 （略）	※文言の整理 ※文言の整理

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

34	○ 市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。 （略）	○ 市及び関係事業者は、<u>は、救助・救急関係省庁と</u>「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。 （略）	※文言の整理				
34	第8節 自主防災組織の育成 （略） 1 自主防災組織の概要 ○ 自治会等に自主防災組織^(※1)を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、市は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努める。 （略）	第8節 自主防災組織の育成 （略） 1 自主防災組織の概要 ○ 自治会等に自主防災組織^(※1)を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、市は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等<u>を行う</u>。 （略）	※文言の整理				
35	3 市民の果たすべき役割 ○ 市民は自らの安全は自らの手で守ることができるよう、可能な限りの防災対策を実践する。 <table><tr><td>平常時から 実施する事項</td><td> （略） ⑩ 飲料水、食料、日用品、携帯トイレ、医薬品等生活必需品の備蓄（飲料水（※2）及び食料（※3）は最低7日分） （略） </td></tr></table> （略）	平常時から 実施する事項	（略） ⑩ 飲料水、食料、日用品、携帯トイレ、医薬品等生活必需品の備蓄（飲料水（※2）及び食料（※3）は最低7日分） （略）	3 市民の果たすべき役割 ○ 市民は自らの安全は自らの手で守ることができるよう、可能な限りの防災対策を実践する。 <table><tr><td>平常時から 実施する事項</td><td> （略） ⑩ 飲料水、食料、日用品、携帯トイレ、医薬品、<u>生理用品、育児用品</u>等生活必需品の備蓄（飲料水（※2）、<u>食料（※3）、携帯トイレ</u>は最低7日分） （略） </td></tr></table> （略）	平常時から 実施する事項	（略） ⑩ 飲料水、食料、日用品、携帯トイレ、医薬品、<u>生理用品、育児用品</u>等生活必需品の備蓄（飲料水（※2）、<u>食料（※3）、携帯トイレ</u>は最低7日分） （略）	※文言の整理
平常時から 実施する事項	（略） ⑩ 飲料水、食料、日用品、携帯トイレ、医薬品等生活必需品の備蓄（飲料水（※2）及び食料（※3）は最低7日分） （略）						
平常時から 実施する事項	（略） ⑩ 飲料水、食料、日用品、携帯トイレ、医薬品、<u>生理用品、育児用品</u>等生活必需品の備蓄（飲料水（※2）、<u>食料（※3）、携帯トイレ</u>は最低7日分） （略）						
37	5 消防団との連携 （略） ○ 他の防災組織との消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多様な世代や女性の参加を促すなど、地域の防災力の強化を促進する。	5 消防団との連携 （略） ○ 他の防災組織との消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多様な世代や女性の<u>参画</u>を促すなど、地域の防災力の強化を促進する。	※文言の整理				

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

37	第9節 事業所等の自主的な防災活動 ○ 事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努める。 （略） ・ 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。 （略） ・ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。	第9節 事業所等の自主的な防災活動 ○ 事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業者等」という。）は、平常時から次の事項について努める。 （略） ・ 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織や自治会と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。 （略） ・ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業者等は、事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。	※文言の整理 ※文言の整理 ※文言の整理
38	1 活動内容 ○ 事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。 （略） 2 事業所の防災力向上の推進 ○ 市は、事業所等に対して地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるとともに、防災に関するアドバイスを行う。 （略） 3 事業継続計画（BCP）の取組 ○ 事業所等は事業所の果たすべき役割（※1）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。 （略）	1 活動内容 ○ 事業所、施設等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。 （略） 2 事業所の防災力向上の推進 ○ 市は、事業所、施設等に対して地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるとともに、防災に関するアドバイスを行う。 （略） 3 事業継続計画（BCP）の取組 ○ 事業者等は事業所の果たすべき役割（※1）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。 （略）	※文言の整理 ※文言の整理 ※文言の整理

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

39	第12節 要配慮者支援計画 ○ この計画は、高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に家族以外の第三者の支援がなければ避難することが困難と考えられる避難行動要支援者に対し、その障害等の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制の整備を図る事項を定めたものである。 (略) ※避難行動要支援者名簿の対象者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>対象者</th><th>基準</th><th>根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>高齢者</td><td>65 歳以上の高齢者世帯 又はひとり暮らし</td><td>はままつあんしんネットワーク対象者</td></tr> <tr> <td>②</td><td>要介護者</td><td>要介護 3 以上判定</td><td>介護保険法（※1）に規定する要介護認定</td></tr> <tr> <td>③</td><td>身体障害者</td><td>身体障害者手帳 1 級 又は 2 級</td><td>・身体障害者福祉法第（※2）第 15 条第 4 項 ・身体障害者福祉法施行規則（※3）別表第 5 号</td></tr> <tr> <td>④</td><td>知的障害者</td><td>療育手帳 A 判定</td><td>・療育手帳制度について（※4） ・療育手帳制度の実施について（※5）</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>精神障害者</td><td>精神障害者保健福祉 手帳 1 級</td><td>・精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律第 45 条第 2 項</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>その他</td><td>自力では避難ができない 事情を抱える人</td><td>登録申請書兼同意書の記載内容</td></tr> </tbody> </table>	No.	対象者	基準	根拠	①	高齢者	65 歳以上の高齢者世帯 又はひとり暮らし	はままつあんしんネットワーク対象者	②	要介護者	要介護 3 以上判定	介護保険法（※1）に規定する要介護認定	③	身体障害者	身体障害者手帳 1 級 又は 2 級	・身体障害者福祉法第（※2）第 15 条第 4 項 ・身体障害者福祉法施行規則（※3）別表第 5 号	④	知的障害者	療育手帳 A 判定	・療育手帳制度について（※4） ・療育手帳制度の実施について（※5）	⑤	精神障害者	精神障害者保健福祉 手帳 1 級	・精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律第 45 条第 2 項	⑥	その他	自力では避難ができない 事情を抱える人	登録申請書兼同意書の記載内容	第12節 要配慮者支援計画 ○ この計画は、高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に家族以外の第三者の支援がなければ避難することが困難と考えられる避難行動要支援者に対し、その障が<u>い</u>等の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制の整備を図る事項を定めたものである。 (略) ※避難行動要支援者名簿の対象者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>対象者</th><th>基準</th><th>根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>高齢者</td><td><u>75</u> 歳以上の高齢者世帯 又はひとり暮らし</td><td>はままつあんしんネットワーク対象者</td></tr> <tr> <td>②</td><td>要介護者</td><td>要介護 3 以上判定</td><td>介護保険法（※1）に規定する要介護認定</td></tr> <tr> <td>③</td><td>身体障が<u>い</u>者</td><td>身体障害者手帳 1 級 又は 2 級</td><td>・身体障害者福祉法第（※2）第 15 条第 4 項 ・身体障害者福祉法施行規則（※3）別表第 5 号</td></tr> <tr> <td>④</td><td>知的障が<u>い</u>者</td><td>療育手帳 A 判定</td><td>・療育手帳制度について（※4） ・療育手帳制度の実施について（※5）</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>精神障が<u>い</u>者</td><td>精神障害者保健福祉 手帳 1 級</td><td>・精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律（<u>※6</u>）45 条第 2 項 ・<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律施行令（※7）第 6 条</u></td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>その他</td><td>自力では避難ができない 事情を抱える人</td><td>登録申請書兼同意書の記載内容</td></tr> </tbody> </table>	No.	対象者	基準	根拠	①	高齢者	<u>75</u> 歳以上の高齢者世帯 又はひとり暮らし	はままつあんしんネットワーク対象者	②	要介護者	要介護 3 以上判定	介護保険法（※1）に規定する要介護認定	③	身体障 が <u>い</u> 者	身体障害者手帳 1 級 又は 2 級	・身体障害者福祉法第（※2）第 15 条第 4 項 ・身体障害者福祉法施行規則（※3）別表第 5 号	④	知的障 が <u>い</u> 者	療育手帳 A 判定	・療育手帳制度について（※4） ・療育手帳制度の実施について（※5）	⑤	精神障 が <u>い</u> 者	精神障害者保健福祉 手帳 1 級	・精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律（ <u>※6</u> ）45 条第 2 項 ・ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律施行令（※7）第 6 条</u>	⑥	その他	自力では避難ができない 事情を抱える人	登録申請書兼同意書の記載内容	※文言の整理 ※文言の整理、根拠の追加等
No.	対象者	基準	根拠																																																								
①	高齢者	65 歳以上の高齢者世帯 又はひとり暮らし	はままつあんしんネットワーク対象者																																																								
②	要介護者	要介護 3 以上判定	介護保険法（※1）に規定する要介護認定																																																								
③	身体障害者	身体障害者手帳 1 級 又は 2 級	・身体障害者福祉法第（※2）第 15 条第 4 項 ・身体障害者福祉法施行規則（※3）別表第 5 号																																																								
④	知的障害者	療育手帳 A 判定	・療育手帳制度について（※4） ・療育手帳制度の実施について（※5）																																																								
⑤	精神障害者	精神障害者保健福祉 手帳 1 級	・精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律第 45 条第 2 項																																																								
⑥	その他	自力では避難ができない 事情を抱える人	登録申請書兼同意書の記載内容																																																								
No.	対象者	基準	根拠																																																								
①	高齢者	<u>75</u> 歳以上の高齢者世帯 又はひとり暮らし	はままつあんしんネットワーク対象者																																																								
②	要介護者	要介護 3 以上判定	介護保険法（※1）に規定する要介護認定																																																								
③	身体障 が <u>い</u> 者	身体障害者手帳 1 級 又は 2 級	・身体障害者福祉法第（※2）第 15 条第 4 項 ・身体障害者福祉法施行規則（※3）別表第 5 号																																																								
④	知的障 が <u>い</u> 者	療育手帳 A 判定	・療育手帳制度について（※4） ・療育手帳制度の実施について（※5）																																																								
⑤	精神障 が <u>い</u> 者	精神障害者保健福祉 手帳 1 級	・精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律（ <u>※6</u> ）45 条第 2 項 ・ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律施行令（※7）第 6 条</u>																																																								
⑥	その他	自力では避難ができない 事情を抱える人	登録申請書兼同意書の記載内容																																																								

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

40	※5 昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知 <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> (2) 避難行動要支援者の把握、名簿、避難行動要支援者個別避難計画の作成等 (略) ○ 地域における支援体制の整備のために、災害時に支援を希望する避難行動要支援者のうち、本人情報を避難支援等関係機関（※6）へ提供することに同意した者の名簿（以下「同意者名簿」という。）を作成し、避難支援等関係機関へ提供する。避難支援等関係機関は、同意者の状況把握に努める。 ※6 自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、警察、消防機関、NPO、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等。 (略) ○ 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、避難支援等関係機関と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難行動要支援者個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、土砂災害（特別）警戒区域又は計画規模の洪水浸水想定区域で浸水深が3m以上の地域に居住し、要介護度が4～5又は身体障害者手帳1～2級で障害区分が視覚・下肢・運動機能・体幹に該当する対象者については、<u>令和7年度までを目途に</u>、避難支援等関係機関などの協力を得て個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 (略) 《市が把握する要配慮者支援情報》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>対象者</th><th>提供資料</th><th>管理課</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>高齢者</td><td>高齢者台帳</td><td>高齢者福祉課、中央福祉事業所長寿支援課、浜名（天竜）福祉事業所長寿保険課</td></tr> <tr> <td>②</td><td>要介護者 要支援者</td><td>要介護認定者・要支援認定者一覧</td><td>介護保険課、中央福祉事業所長寿支援課、浜名（天竜）福祉事業所長寿保険課</td></tr> </tbody> </table>	No.	対象者	提供資料	管理課	①	高齢者	高齢者台帳	高齢者福祉課、中央福祉事業所長寿支援課、浜名（天竜）福祉事業所長寿保険課	②	要介護者 要支援者	要介護認定者・要支援認定者一覧	介護保険課、中央福祉事業所長寿支援課、浜名（天竜）福祉事業所長寿保険課	※5 昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知 <u>※6 昭和25年法律第123号</u> <u>※7 昭和25年政令第155号</u> (2) 避難行動要支援者の把握、名簿、避難行動要支援者個別避難計画の作成等 (略) ○ 地域における支援体制の整備のために、災害時に支援を希望する避難行動要支援者のうち、本人情報を避難支援等関係機関（※8）へ提供することに同意した者の名簿（以下「同意者名簿」という。）を作成し、避難支援等関係機関へ提供する。避難支援等関係機関は、同意者の状況把握に努める。 ※8 自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、警察、消防機関、NPO、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等。 (略) ○ 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、避難支援等関係機関と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難行動要支援者個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、土砂災害（特別）警戒区域又は計画規模の洪水浸水想定区域で浸水深が3m以上の地域に居住し、要介護度が4～5又は身体障害者手帳1～2級で障害区分が視覚・下肢・運動機能・体幹に該当する対象者については、避難支援等関係機関などの協力を得て個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 (略) 《市が把握する要配慮者支援情報》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>対象者</th><th>提供資料</th><th>管理課</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>高齢者</td><td>高齢者台帳</td><td>高齢者福祉課、中央福祉事業所長寿支援課、浜名・天竜福祉事業所長寿保険課</td></tr> <tr> <td>②</td><td>要介護者 要支援者</td><td>要介護認定者・要支援認定者一覧</td><td>介護保険課、中央福祉事業所長寿支援課、浜名・天竜福祉事業所長寿保険課</td></tr> </tbody> </table>	No.	対象者	提供資料	管理課	①	高齢者	高齢者台帳	高齢者福祉課、中央福祉事業所長寿支援課、浜名・天竜福祉事業所長寿保険課	②	要介護者 要支援者	要介護認定者・要支援認定者一覧	介護保険課、中央福祉事業所長寿支援課、浜名・天竜福祉事業所長寿保険課	※文言の整理 ※文言の整理 ※文言の整理
No.	対象者	提供資料	管理課																								
①	高齢者	高齢者台帳	高齢者福祉課、中央福祉事業所長寿支援課、浜名（天竜）福祉事業所長寿保険課																								
②	要介護者 要支援者	要介護認定者・要支援認定者一覧	介護保険課、中央福祉事業所長寿支援課、浜名（天竜）福祉事業所長寿保険課																								
No.	対象者	提供資料	管理課																								
①	高齢者	高齢者台帳	高齢者福祉課、中央福祉事業所長寿支援課、浜名・天竜福祉事業所長寿保険課																								
②	要介護者 要支援者	要介護認定者・要支援認定者一覧	介護保険課、中央福祉事業所長寿支援課、浜名・天竜福祉事業所長寿保険課																								

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

41

③	身体障害者	身体障害者手帳交付台帳	障害保健福祉課、中央（浜名・天竜）福祉事業所社会福祉課
④	知的障害者	療育手帳交付台帳	障害保健福祉課、中央（浜名・天竜）福祉事業所社会福祉課
⑤	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳交付台帳	障害保健福祉課、中央（浜名・天竜）福祉事業所社会福祉課
⑥	その他	必要となる情報	関係各課

（略）

（４）防災訓練

○ 個別避難計画の実効性を確保する観点等から、自主防災組織や福祉関係団体等の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備のため、避難訓練の実施等に取り組むものとする。

（略）

（６）支援者の確保・研修

○ 市は、災害時及び災害後に必要となる避難行動要支援者の支援に関わる人材（※8）の確保に努める。

※8 手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等。

（略）

（７）情報伝達

（略）

○ 市は、災害時又は災害に備えるために避難情報の判断基準（※9）を定め、避難行動要支援者に適切な避難開始時期等が把握できる連絡体制を整備する。

※9「共通対策編 第2章 第6節住民の避難誘導体制」による。

（略）

42

③	身体障が い 者	身体障害者手帳交付台帳	障害保健福祉課、中央・ い 浜名・天竜福祉事業所社会福祉課
④	知的障が い 者	療育手帳交付台帳	障害保健福祉課、中央・ い 浜名・天竜福祉事業所社会福祉課
⑤	精神障が い 者	精神障害者保健福祉手帳交付台帳	障害保健福祉課、中央・ い 浜名・天竜福祉事業所社会福祉課
⑥	その他	必要となる情報	関係各課

（略）

（４）防災訓練

○ 個別避難計画の実効性を確保する観点等から、自主防災組織や**自治会**、福祉関係団体等の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備のため、避難訓練の実施等に取り組むものとする。

（略）

（６）支援者の確保・研修

○ 市は、災害時及び災害後に必要となる避難行動要支援者の支援に関わる人材（※**9**）の確保に努める。

※**9** 手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等。

（略）

（７）情報伝達

（略）

○ 市は、災害時又は災害に備えるために避難情報の判断基準（※**10**）を定め、避難行動要支援者に適切な避難開始時期等が把握できる連絡体制を整備する。

※**10**「共通対策編 第2章 第6節住民の避難誘導体制」による。

（略）

※文言の整理

※文言の整理

※文言の整理

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

42

(8) 要配慮者利用施設における避難確保措置等

(略)

○ 市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(※10)の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施等について、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に指示する。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な助言等を行うものとする。

※10 要配慮者利用施設一覧表(浸水想定区域・土砂災害(特別)警戒区域内施設) / 資料編 4-13

(略)

43

第16節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

○ この計画は、重要施設・ライフラインの機能確保等に資するため、市、重要施設の管理者及びライフライン事業者が取り組むべきことを定めたものである。

実施主体	内 容
市	(略)
重要施設の管理者	(略)
ライフライン事業者	(略) ・ 下水道事業管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資器材の準備等に努める。 (略)

(略)

42

(8) 要配慮者利用施設における避難確保措置等

(略)

○ 市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(※11)の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施等について、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に指示する。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な助言等を行うものとする。

※11 要配慮者利用施設一覧表(浸水想定区域・土砂災害(特別)警戒区域内施設) / 資料編 4-13

(略)

43

第16節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

○ この計画は、重要施設・ライフラインの機能確保等に資するため、市、重要施設の管理者及びライフライン事業者が取り組むべきことを定めたものである。

実施主体	内 容
市	(略)
重要施設の管理者	(略)
ライフライン事業者	(略) ・ <u>上</u>下水道事業管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>上</u>下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても<u>上</u>下水道の機能を維持するため、必要な資<u>機</u>材の準備等に努める。 (略)

(略)

※文言の整理

※文言の整理

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

45

第 19 節 複合災害対策及び連続災害対策

【災害対策本部事務局、消防局、上下水道部】

46

第 20 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

○市は、災害時の男女のニーズの違いなどに配慮し、災害対応の実施主体として災害応急対策を円滑に実施するためには女性の意見も重要なことから、防災会議委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

(略)

46

第 21 節 災害に強いまちづくり

1 現況

○本市の都市計画区域、用途地域の現況は、次表のとおりである。

《都市計画区域》 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

区域名	面積	人口 (※1)
市街化区域	9,890.1ha	498,614 人
市街化調整区域	41,564.9ha	273,518 人
計	51,455ha	771,132 人

《用途地域》 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

用 途 地 域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
第一種低層住居 専用地域	40、50、60	60、80、100	1,079.0	11.0

(略)

第 19 節 複合災害対策及び連続災害対策

【災害対策本部事務局、消防局】

第 20 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

○市は、災害時の性別によるニーズの違いなどに配慮し、災害対応の実施主体として災害応急対策を円滑に実施するためには、様々な視点からの意見が重要であることから、防災会議委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

(略)

第21節 災害に強いまちづくり

1 現況

○本市の都市計画区域、用途地域の現況は、次表のとおりである。

《都市計画区域》 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

区域名	面積	人口 (※1)
市街化区域	9,890.1ha	<u>498,106 人</u>
市街化調整区域	41,564.9ha	<u>269,822 人</u>
計	51,455ha	<u>767,928 人</u>

《用途地域》 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

用 途 地 域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
第一種低層住居 専用地域	40、50、60	60、80、100	1,079.0	11.0

(略)

※担当部局の見直し

※文言の整理

※データの更新

※データの更新

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

47	3 開発行為の指導と土地区画整理事業 (略) 《施行中の土地区画整理事業》 (令和6年1月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区名</th><th>面積</th><th>執行期間 (年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公共</td><td>高竜</td><td>11.3ha</td><td>H9～R5 (※3)</td></tr> <tr> <td>高塚駅北第二</td><td>4.6ha</td><td>R4～R13</td></tr> <tr> <td rowspan="3">組合</td><td>船明</td><td>43.5ha</td><td>H7～R6</td></tr> <tr> <td>中瀬南部</td><td>45.3ha</td><td>H15～R6</td></tr> <tr> <td>浜北中央北</td><td>19.0ha</td><td>R3～R12</td></tr> </tbody> </table> 4 公園・緑地計画 ○ この計画は、市街地の防災化力の強化を図るための公園・緑地の整備について、市が取り組むべきことを定めたものである。 ・ 公園緑地は、災害に対して避難の場、救援や復旧活動などの災害対策拠点としての役割を担い、また、火災の延焼を遅延・防止するなど様々な防災機能を担っている。 ・ 本市の公園緑地 (※4) は、浜松市緑の基本計画 (令和3年3月) に基づき、1人当たり公園面積10m²を目標として整備を推進する。 ・ 防災機能を有する公園としては、主に広域的な復旧・復興活動の拠点となる広域防災拠点公園、救援救護活動の前線基地や復旧のための資器材などの中継基地となる地域防災拠点公園 (※4)、広域的な避難先となる広域避難地公園 (※5)、近隣住民の一時的な避難先となる一次避難地公園等がある。 ※4 開設公園/解説・運用編5-4 ※5 浜松城公園、四ツ池公園、遠州灘海浜公園 (市営)、舘山寺総合公園、雄踏総合公園、可美公園、天竜川緑地、三方原墓園、都田総合公園、天竜川運動公園、佐鳴湖公園、花川運動公園、浜名湖ガーデンパーク、遠州灘海浜公園 (県営)、和合公	地区名		面積	執行期間 (年度)	公共	高竜	11.3ha	H9～R5 (※3)	高塚駅北第二	4.6ha	R4～R13	組合	船明	43.5ha	H7～R6	中瀬南部	45.3ha	H15～R6	浜北中央北	19.0ha	R3～R12	3 開発行為の指導と土地区画整理事業 (略) 《施行中の土地区画整理事業》 (令和7年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区名</th><th>面積</th><th>施行機関 (年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共</td><td>高塚駅北第二</td><td>4.6ha</td><td>R4～R13</td></tr> <tr> <td>組合</td><td>浜北中央北</td><td>19.0ha</td><td>R3～R12</td></tr> </tbody> </table> (略) 4 公園・緑地計画 ○ この計画は、市街地の防災化力の強化を図るための公園・緑地の整備について、市が取り組むべきことを定めたものである。 ・ 公園緑地は、災害に対して避難の場、救援や復旧活動などの災害対策拠点としての役割を担い、また、火災の延焼を遅延・防止するなど様々な防災機能を担っている。 ・ 本市の公園緑地 (※3) は、浜松市緑の基本計画 (令和3年3月) に基づき、1人当たり公園面積10m²を目標として整備を推進する。 ・ 防災機能を有する公園としては、主に広域的な復旧・復興活動の拠点となる広域防災拠点公園、救援救護活動の前線基地や復旧のための資器材などの中継基地となる地域防災拠点公園 (※4)、広域的な避難先となる広域避難地公園 (※4)、近隣住民の一時的な避難先となる一次避難地公園等がある。 ※3 開設公園/解説・運用編5-4 ※4 浜松城公園、四ツ池公園、遠州灘海浜公園 (市営)、舘山寺総合公園、雄踏総合公園、可美公園、天竜川緑地、三方原墓園、都田総合公園、天竜川運動公園、佐鳴湖公園、花川運動公園、浜名湖ガーデンパーク、遠州灘海浜公園 (県営)、和合公	地区名		面積	施行機関 (年度)	公共	高塚駅北第二	4.6ha	R4～R13	組合	浜北中央北	19.0ha	R3～R12	※データの更新 ※文言の整理 ※文言の整理
地区名		面積	執行期間 (年度)																																	
公共	高竜	11.3ha	H9～R5 (※3)																																	
	高塚駅北第二	4.6ha	R4～R13																																	
組合	船明	43.5ha	H7～R6																																	
	中瀬南部	45.3ha	H15～R6																																	
	浜北中央北	19.0ha	R3～R12																																	
地区名		面積	施行機関 (年度)																																	
公共	高塚駅北第二	4.6ha	R4～R13																																	
組合	浜北中央北	19.0ha	R3～R12																																	
48																																				

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

48	園、飯田公園 第22節 大規模盛土造成地対策の推進 【都市整備部、土木部、財務部、産業部、CN 推進事業部、環境部】 ○ 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、各法令に基づき、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省、林野庁及び静岡県との支援を得て行うものとする。 ○ 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。 ○ 不適正な盛土事案の課題解決を図るために県が設置した「静岡県盛土等対策会議」の地域部会に参画し、県や他市町等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。 ○ 滑動崩壊のおそれがある大規模盛土造成地については、位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう啓発に努めるものとする。また、必要に応じ造成宅地防災区域を指定し、大きな被害を受けやすいこと等を周知するとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努める。	公園、飯田公園 第22節 大規模盛土造成地対策等の推進 【都市整備部】 ○ 滑動崩壊のおそれがある大規模盛土造成地については、位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう啓発に努めるものとする。 ○ 市は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく市内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。</u>また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、<u>速やかに監督処分や改善命令等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行うものとする。 ○ <u>盛土等に対する対応を確実に実施し、盛土等を起因とする災害の未然防止を図るため設置した「浜松市盛土等対策協議会」において、盛土等に関する情報共有や不適正な盛土事案の課題解決に向け、全庁的な連携を図るものとする。</u>また、県が設置した「静岡県盛土等対策会議」の地域部会に参画し、県や他市町等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。 ○ 市は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土等に対する安全性把握のための詳細調査を行い、各法令に基づき、崩落の危険が確認された盛土等に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土等に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。</u>	※文言の整理 ※担当部局の見直し ※文言の整理及び県地域防災計画（防災）の修正〔記載順の変更あり〕
----	---	---	--

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

頁	旧	新	変更理由														
49	第2節 総則 【災害対策本部事務局、健康福祉部】 (略)	第2節 総則 【災害対策本部事務局、福祉支援部】 (略)	※担当部局の見直し														
50	第3節 組織・動員計画 1 災害対策体制 (略) 《災害対策本部区地域本部》 (略) ・行政センター長及び支所長は、当該区が災害対策本部体制を設置したとき、又はその必要があると認めるときに地域本部を設置する。	第3節 組織・動員計画 1 災害対策体制 (略) 《災害対策本部区地域本部》 (略) ・行政センター所長及び支所長は、当該区が災害対策本部体制を設置したとき、又はその必要があると認めるときに地域本部を設置する。		※文言の整理													
52	<table><tr><th colspan="2">役職</th><th>職務</th></tr><tr><td rowspan="2">地域本部長</td><td>行政センター長</td><td rowspan="2">地域本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 ・職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、 地域本部長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。</td></tr><tr><td>及び支所長</td></tr></table> (略)	役職			職務	地域本部長	行政センター長	地域本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 ・職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、 地域本部長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。	及び支所長	<table><tr><th colspan="2">役職</th><th>職務</th></tr><tr><td rowspan="2">地域本部長</td><td>行政センター所長</td><td rowspan="2">地域本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 ・職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、 地域本部長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。</td></tr><tr><td>及び支所長</td></tr></table> (略)	役職		職務	地域本部長	行政センター所長	地域本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 ・職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、 地域本部長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。	及び支所長
役職		職務															
地域本部長	行政センター長	地域本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 ・職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、 地域本部長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。															
	及び支所長																
役職		職務															
地域本部長	行政センター所長	地域本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 ・職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、 地域本部長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。															
	及び支所長																

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

53

第4節 相互応援協力計画

【災害対策本部事務局、警備部、福祉支援部、遺族・遺体部、都市復興部】

(略)

54

2 派遣

○ 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

57

第7節 情報の収集、伝達計画

【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部、土木部、上下水道部】

(略)

58

2 情報の内容等

気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	・ 静岡県及び県西部方面本部から通知される気象、地象及び水象(以下、「気象等情報」という。)は、市災害対策本部(※3)(災害対策本部設置前においては市危機管理課)において受理するものとし、状況に応じて関係課等に伝達するほか、庁内放送等により全職員に情報を周知徹底する。
(略)	

※3 市災害対策本部設置前は、市警戒本部又は危機管理課において受理する。

(略)

災害応援活動に関する情報の収集及び伝達	(略)
・ 災害11部の長及び区本部長、地域本部長は、災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、別紙様式(※7)により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を本部長に報告する(※8)。	

※7 被害報告様式/資料編7-3、被害の程度の認定基準/資料編7-1

第4節 相互応援協力計画

【災害対策本部事務局、警備(消火・救出)部、福祉支援部、遺族・遺体部、都市復興部】

(略)

2 派遣

○ 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、職員が現地に自活できるような資機材や装備品等を携帯させるなど、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

第7節 情報の収集、伝達計画

【災害対策本部事務局、警備(消火・救出)部、福祉支援部、土木復旧部、上下水道復旧部】

(略)

2 情報の内容等

気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	・ 静岡県及び県西部方面本部から通知される気象、地象及び水象(以下、「気象等情報」という。)は、市災害対策本部(※3)において受理するものとし、状況に応じて関係課等に伝達するほか、庁内放送等により全職員に情報を周知徹底する。
(略)	

※3 市災害対策本部設置前は、危機管理課において受理する。

(略)

災害応援活動に関する情報の収集及び伝達	(略)
・ 災害11部の長及び区本部長、地域本部長は、災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、別紙様式(※7)により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を本部長に報告する(※8)。	

※7 報告様式/資料編7-3、被害の程度の認定基準/資料編7-1

※文言の整理

※県地域防災計画(防災)の修正

※文言の整理

※文言の整理

※文言の整理

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

59	(略)	<table><tr><td>県災害対策本部に対する報告及び要請</td><td> (略) ≪報告の種類≫ (略) ・ 被害速報(随時) 災害が発生したときから応急措置が完了するまで被害程度の認定基準(※12)に基づき、被害の速報(※13)を随時報告するもの </td></tr></table> ※13 被害状況報告様式/資料編7-3	県災害対策本部に対する報告及び要請	(略) ≪報告の種類≫ (略) ・ 被害速報(随時) 災害が発生したときから応急措置が完了するまで被害程度の認定基準(※12)に基づき、被害の速報(※13)を随時報告するもの	(略)			
	県災害対策本部に対する報告及び要請	(略) ≪報告の種類≫ (略) ・ 被害速報(随時) 災害が発生したときから応急措置が完了するまで被害程度の認定基準(※12)に基づき、被害の速報(※13)を随時報告するもの						
	3 情報の共有方法 ○ 災害時における市、県及び関係機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム(総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムであるSIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク))に集約できるよう努め、以下のシステムを活用し迅速かつ確実に行う。 (略)	3 情報の共有方法 ○ 災害時における市、県及び関係機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム(総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムである総合防災情報システム(SOB0-WEB))に集約できるよう努め、以下のシステムを活用し迅速かつ確実に行う。 (略)	※文言の整理					
60	(略)	<table><tr><td>浜松市防災マップ</td><td>道路の通行規制や被害箇所、緊急避難場所や避難所の開設状況等の災害関連情報を市災害対策本部、防災関係機関等で共有するもの</td></tr></table> (略)	浜松市防災マップ	道路の通行規制や被害箇所、緊急避難場所や避難所の開設状況等の災害関連情報を市災害対策本部、防災関係機関等で共有するもの	<table><tr><td>浜松市防災マップ</td><td>道路の通行規制や被害箇所、緊急避難場所や避難所(給水拠点<応急給水所>)の開設状況等の災害関連情報を市災害対策本部、防災関係機関等で共有するもの</td></tr></table> (略)	浜松市防災マップ	道路の通行規制や被害箇所、緊急避難場所や避難所(給水拠点<応急給水所>)の開設状況等の災害関連情報を市災害対策本部、防災関係機関等で共有するもの	※文言の整理
浜松市防災マップ	道路の通行規制や被害箇所、緊急避難場所や避難所の開設状況等の災害関連情報を市災害対策本部、防災関係機関等で共有するもの							
浜松市防災マップ	道路の通行規制や被害箇所、緊急避難場所や避難所(給水拠点<応急給水所>)の開設状況等の災害関連情報を市災害対策本部、防災関係機関等で共有するもの							
61	第8節 災害広報計画 【災害対策本部事務局、土木部】 (略)	第8節 災害広報計画 【災害対策本部事務局、土木復旧部】 (略)	※文言の整理					

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

62	第9節 避難救出計画	【災害対策本部事務局、消防局、市民部、健康福祉部、産業部、土木部、区本部】		第9節 避難救出計画	【災害対策本部事務局、 <u>警備（消火・救出）部、遺族・遺体部、保健医療調整本部、福祉支援部、物資管理部、土木復旧部</u> 、区本部】	※文言の整理														
		(略)			(略)															
62	1 避難指示等	(略)		1 避難指示等	(略)															
		○ 緊急の場合で本部長（市長）に連絡をするいとまがないときは、危機管理監、区本部長（区長）又は地域本部長（行政センター長・支所長）の判断により実施する。この場合は、その旨を遅滞なく本部長（市長）へ報告する。			○ 緊急の場合で本部長（市長）に連絡をするいとまがないときは、危機管理監、区本部長（区長）又は地域本部長（行政センター <u>所</u> 長・支所長）の判断により実施する。この場合は、その旨を遅滞なく本部長（市長）へ報告する。	※文言の整理														
		(略)			(略)															
64	7 人命の救出活動	<table><tr><td>基本方針</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>④ 市は、市の区域内の関係機関による救出活動について総合調整を行う。</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr></table>	基本方針	(略)		④ 市は、市の区域内の関係機関による救出活動について総合調整を行う。		(略)		7 人命の救出活動	<table><tr><td>基本方針</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>④ 市は、市の区域内の関係機関による救出活動について<u>必要に応じて現</u></td></tr><tr><td></td><td><u>地合同調整所を設置するなど</u>、総合調整を行う。</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr></table>	基本方針	(略)		④ 市は、市の区域内の関係機関による救出活動について <u>必要に応じて現</u>		<u>地合同調整所を設置するなど</u> 、総合調整を行う。		(略)	※県地域防災計画の変更
基本方針	(略)																			
	④ 市は、市の区域内の関係機関による救出活動について総合調整を行う。																			
	(略)																			
基本方針	(略)																			
	④ 市は、市の区域内の関係機関による救出活動について <u>必要に応じて現</u>																			
	<u>地合同調整所を設置するなど</u> 、総合調整を行う。																			
	(略)																			
		(略)			(略)															
65	自主防災組織、事業所等の活動内容	・ 自主防災組織 <u>及び</u> 事業所の自衛消防隊(班)は、次により自主的に救出活動を行う。		自主防災組織、事業所等の活動内容	・ 自主防災組織、 <u>自治会及び</u> 事業所の自衛消防隊(班)は、次により自主的に救出活動を行う。	※文言の整理														
		① 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。			① 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。															
		② 救出活動用資材を活用し、組織的救助活動に努める。			② 救出活動用資材を活用し、組織的救助活動に努める。															
		③ 自主防災組織と事業所の自衛消防隊(班)は、相互に連携をとって地域の救出活動を行う。			③ 自主防災組織 <u>や自治会</u> と事業所の自衛消防隊(班)は、相互に連携をとって地域の救出活動を行う。															
		(略)			(略)															
		(略)			(略)															

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

65	8 避難所等の開設・運営 (略) ○ 避難所の運営に当たっては、「浜松市避難所運営マニュアル」を参考とし、安全管理の観点から次の事項に留意する。 (略)	8 避難所等の開設・運営 (略) ○ 避難所の運営に当たっては、「浜松市避難所運営マニュアル」を参考とし、安全管理の観点から次の事項に留意する。 (略)	
66	・ 避難所が住民主体により運営されるように、傷病者への適切な措置のほか、男女双方の運営責任者の選任及び受付への男女の配置、高齢者や障がいのある人、外国人、男女のニーズの違いや性的マイノリティへの配慮、乳幼児や妊産婦への対応及び、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に努める。 (略) <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> (略) ・ 避難所における動物の飼育については、「本章 第12節 愛玩動物救護計画」に基づき、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮するとともに、必要な支援を受けるための浜松市獣医師会等関係機関との連携に努める。また、飼い主は周辺への配慮に努める。 (略)	・ 避難所が住民主体により運営されるように、傷病者への適切な措置のほか、男女双方の運営責任者の選任及び受付への男女の配置、高齢者や障がいのある人、外国人、<u>性別による</u>ニーズの違いや性的マイノリティへの配慮、乳幼児や妊産婦への対応及び、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に努める。 (略) <u>・ 避難所開設後、速やかにパーティションや段ボールベッドを設置するよう努める。</u> <u>・ トイレトレーラー等や災害時シャワーステムの設置等、避難所の良好な衛生環境の確保に配慮する。</u> <u>・ 避難の長期化等を考慮し、避難所の生活環境や衛生状況、避難者の健康状態の把握に努め、必要に応じて、栄養バランスのとれた適温の食事、入浴や洗濯等の生活に必要な水の確保、医師や看護師等による福祉的な支援など、必要な措置を実施する。</u> (略) ・ 避難所における動物の飼育については、「本章 第12節 愛玩動物救護計画」に基づき、<u>被災者支援等の観点から</u>適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮するとともに、必要な支援を受けるための浜松市獣医師会等関係機関との連携に努める。また、飼い主は周辺への配慮に努める。 (略)	※文言の整理 ※県地域防災計画（能登地震）の変更 ※県地域防災計画（防災）の変更

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

66	9 避難所以外での滞在への配慮 ○ 市は、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、必要な生活関連物資、保健医療サービス、情報の提供等生活環境の確保に努める。 <u>【新設】</u>	9 避難所以外での滞在への配慮 <u>【削除】</u> ○ 市は、在宅避難者や車中泊避難者など、指定避難所以外に滞在する被災者に対しても、指定避難所が在宅避難者等の支援拠点となり、必要な生活関連物資の支援、保健医療サービスの提供、情報の提供及び車中泊スペース等の生活環境を確保する。また、車中泊の早期解消に向け、必要な支援等ができるように配慮するよう努める。	※県地域防災計画（防災）の変更
67	10 市長の要請と県の実施 （略） ○ 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 ○ 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 （略）	10 市長の要請と県の実施 （略） ○ 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水等の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段を確保するよう調査・研究を進める。</u> ○ 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 （略）	※文言の整理 ※県地域防災計画（能登地震）の変更 ※文言の整理

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

67	11 広域避難・広域一時滞在 (略)	11 広域避難・広域一時滞在 (略)	
68	○ 市は、御前崎市、菊川市、県、国、運送事業者等とともに、県の定めた「浜岡地域原子力災害広域避難計画」に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難の受入れを実施する。 <u>【新設】</u> (略)	○ 市は、御前崎市、菊川市、県、国、運送事業者等とともに、県の定めた「浜岡地域原子力災害広域避難計画」に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難の受入れを実施する。 <u>○ 市は、県、国、運送事業者等とともに、県の定めた「富士山火山避難基本計画」に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難の受入れを実施する。</u> (略)	※県地域防災計画に合わせて追記
69	第10節 災害時避難行動要支援者の避難支援 1 避難支援の実施体制 (略) (3)社会福祉施設等の避難支援体制 ○ 市は、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、避難所と福祉避難所(※2)の円滑な連携を図る。 (略)	第10節 災害時避難行動要支援者の避難支援 1 避難支援の実施体制 (略) (3)社会福祉施設等の避難支援体制 ○ 市は、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、避難所と <u>想定される</u> 福祉避難所(※2)の円滑な連携を図る。 (略)	※文言の整理
70	4 避難所等における要配慮者支援体制 (3) その他 ○ 市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、福祉的トリアージを行い、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。 (略) ○ 医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。	4 避難所等における要配慮者支援体制 (3) その他 ○ 市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、福祉的トリアージを行い、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う <u>よう努める</u> 。 (略) ○ 医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引 <u>器</u> 等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。	※文言の整理 ※文言の整理

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

70

第11節 消防計画

【災害対策本部事務局、消防局】

(略)

72

6 地震等により発生する火災

(略)

消防機関の活動内容	(略)
	<情報収集の手段>
	・ 消防局は、消防班の機能を十分に活用して、活動部隊等からの情報を間断なく収集するとともに、高所見張り、参集職員、消防団、警察官、自主防災組織等あらゆる人々及び機関から積極的に収集する。
	(略)

(略)

74

第12節 愛玩動物救出計画

【都市整備部】

区分		内容
同行	市	(略)
避難		<u>【新設】</u>

(略)

第11節 消防計画

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部】

(略)

6 地震等により発生する火災

(略)

消防機関の活動内容	(略)
	<情報収集の手段>
	・ 消防局は、消防 <u>署</u> の機能を十分に活用して、活動部隊等からの情報を間断なく収集するとともに、高所見張り、参集職員、消防団、警察官、自主防災組織等あらゆる人々及び機関から積極的に収集する。
	(略)

(略)

第12節 愛玩動物救出計画

【災害対策本部事務局、保健医療調整本部】

区分		内容
同行	市	(略)
避難		・ <u>指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u>

(略)

※文言の整理

※文言の整理

※担当部局の変更

※県地域防災計画（防災）の変更

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

75

第13節 食料供給計画

【災害対策本部事務局、健康福祉部、産業部、区本部】

(略)

1 「災害救助法」の基準

対象	避難所に収容された者、全半壊等で炊事ができない者
費用	1,230 円／人・日
期間	災害発生日から 7 日以内 (※1)

(略)

76

第14節 被服、寝具その他生活必需品及び燃料の供給計画

【災害対策本部事務局、健康福祉部、産業部】

(略)

1 「災害救助法」の基準

対象	全半壊等により生活上必要な生活必需品を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
費用	(全壊 4 人世帯の場合) 夏季 43,600 円以内 冬季 66,900 円以内 (※1) (半壊、半焼、床上浸水 4 人世帯の場合) 夏季 15,400 円以内 冬季 22,300 円以内
期間	災害発生日から 10 日以内 (※2)

※1 この季別は夏季4月1日～9月30日、冬季10月1日～3月31日とし、災害発生の日をもって決定する。

77

第13節 食料供給計画

【災害対策本部事務局、福祉支援部、物資管理部、区本部】

(略)

1 「災害救助法」の基準

対象	避難所に収容された者、全半壊等で炊事ができない者
費用	1,330 円／人・日
期間	災害発生日から 7 日以内 (※1)

(略)

第14節 被服、寝具その他生活必需品及び燃料の供給計画

【災害対策本部事務局、福祉支援部、物資管理部】

(略)

1 「災害救助法」の基準

対象	全半壊等により生活上必要な生活必需品を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
費用	(全壊 4 人世帯の場合) 夏季 45,000 円以内 冬季 69,000 円以内 (※1) (半壊、半焼、床上浸水 4 人世帯の場合) 夏季 15,900 円以内 冬季 23,000 円以内
期間	災害発生日から 10 日以内 (※2)

※1 この季別は夏季4月1日～9月30日、冬季10月1日～3月31日とし、災害発生の日をもって決定する。(令和6年9月10日改訂の金額)

※文言の整理

※金額の変更

※文言の整理

※金額の変更

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

77

第15節 給水計画

【健康福祉部（医療担当・保健所）、健康福祉部、上下水道部】

（略）

78

2 実施方法（令和4年4月1日現在）

種 別	事業数	給水人口
市上水道	1	773, 101人
飲料水供給施設	142	2, 811人
専用水道	70	8, 665人

（略）

○ 飲料水の補給は避難所の受水槽、飲料水兼用（専用）耐震性貯水槽（※3）及び応急水源（※4）より行う。。消火栓からの給水が可能な場合は、必要に応じて実施する。

※3 飲料水兼用（専用）耐震性貯水槽/資料編18-2

※4 補給水源/資料編18-6

（略）

79

5 生活用水（非飲用）の確保

○ 飲料水の安定した供給につなげるため、小中学校のプールの水や防災井戸（※5）等を活用し、災害時に洗濯やトイレの洗浄などに必要となる生活水の確保に努める。

※5 大規模災害により、水や濁りなどが発生した場合において、地域住民等の生活用水の供給を目的に井戸の所有者（管理者）の善意により利用できる井戸。

第15節 給水計画

【保健医療調整本部、福祉支援部、上下水道復旧部】

（略）

2 実施方法（令和5年4月1日現在）

種 別	事業数	給水人口
市上水道	1	<u>762, 997人</u>
飲料水供給施設	142	2, 811人
専用水道	70	<u>8, 424人</u>

（略）

○ 飲料水の補給は避難所の受水槽 及び飲料水専用耐震性貯水槽（※3）より行う。消火栓からの給水が可能な場合は、必要に応じて実施する。

※3 飲料水専用耐震性貯水槽/資料編18-2

（略）

5 生活用水（非飲用）の確保

○ 飲料水の安定した供給につなげるため、小中学校のプールの水、防災井戸（※4）及び応急水源等を活用し、災害時に洗濯やトイレの洗浄などに必要となる生活水の確保に努める。

※4 大規模災害により、水や濁りなどが発生した場合において、地域住民等の生活用水の供給を目的に井戸の所有者（管理者）の善意により利用できる井戸。

※文言の整理

※データの更新

※文言の整理

※文言の整理

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

79

第16節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

【環境部、都市整備部、土木部、健康福祉部、消防局】

○ この計画は、地震により建築物、宅地等が被害を受けたときに、その後の余震等による二次災害を防止するため次の安全対策を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生じるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定するためのものである。

また、「災害救助法」が適用された際に被災者の居住の安定を図るためのものである。

・ 災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅の建設(※1)又は民間賃貸住宅の借上げ(※2)により、一時的な居住の安定を図る。

(略)

80

3 応急住宅の確保

(1)「災害救助法」の基準

応急仮設住宅の供与	対象	住家が全壊、全焼又は流失するなど、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を取得できない者。
	費用	1戸当たり平均 6,775 千円以内
住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	期間	災害発生日から 20 日以内に整備開始 (※5) 救助期間は完成の日から最長 2 年 (必要に応じて 1 年を超えない期間ごとの延長が可能)
	費用	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住できない程度に住家が半壊した者。 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な部分 (半壊または半焼の被害を受けた世帯) 706 千円以内/世帯 (※6)

第16節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

【廃棄物処理部、都市復興部、土木復旧部、福祉支援部、警備（消火・救出）部】

○ この計画は、地震により建築物、宅地等が被害を受けたときに、その後の余震等による二次災害を防止するため次の安全対策を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生じるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定するためのものである。

また、「災害救助法」が適用された際に被災者の居住の安定を図るためのものである。

・ 災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、住宅の建設(※1)又は民間賃貸住宅の借上げ(※2)により、一時的な居住の安定を図る。

(略)

3 応急住宅の確保

(1)「災害救助法」の基準

応急仮設住宅の供与	対象	住家が全壊、全焼又は流失するなど、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を取得できない者。
	費用	1戸当たり平均 <u>6,883,000 円</u> 以内
住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	期間	災害発生日から 20 日以内に整備開始 (※5) 救助期間は完成の日から最長 2 年 (必要に応じて 1 年を超えない期間ごとの延長が可能)
	費用	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住できない程度に住家が半壊した者。 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な部分 (半壊または半焼の被害を受けた世帯) <u>717,000 円</u> 以内/世帯 (※6)

※文言の整理

※金額の変更

※金額の変更

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

80

			(これらに準ずる程度の被害を受けた世帯) 343 千円以内/世帯			(これらに準ずる程度の被害を受けた世帯) <u>348,000 円</u> 以内/世帯	※金額の変更		
		期間	災害発生日から 3 か月以内に完了 (※6) (ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては 6 か月以内)		期間	災害発生日から 3 か月以内に完了 (※6) (ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては 6 か月以内)			
		期間	災害発生日から 10 日以内		期間	災害発生日から 10 日以内			
	住宅の応急修理 (住家被害の拡大を防止するための緊急の修理)	対象	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。	住宅の応急修理 (住家被害の拡大を防止するための緊急の修理)	対象	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。		※県地域防災計画 (防災) の変更	
		費用	<u>【新設】</u> (雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯) 50 千円以内/世帯		費用	<u>屋根、外壁、建具 (玄関、窓やサッシ等) 等の必要な部分。</u> (雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯) <u>51,500 円</u> 以内/世帯			※金額の変更
		期間	災害発生日から 10 日以内		期間	災害発生日から 10 日以内			
	障害物の除去	対象	半壊 (焼) 又は床上浸水した住家であって、住居 (居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことができない場所) 又はその周辺 (住家の入口が閉ざされている場合の玄関回り) に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者 (※7)。	障害物の除去	対象	半壊 (焼) 又は床上浸水した住家であって、住居 (居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことができない場所) 又はその周辺 (住家の入口が閉ざされている場合の玄関回り) に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者 (※7)。		※金額の変更	
		費用	138,700 円以内/世帯		費用	<u>140,000 円</u> 以内/世帯			
		期間	災害発生日から 10 日以内 (※7)		期間	災害発生日から 10 日以内 (※7)			

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

80	(2) 実施方法 (略) ○ 除去用車両、除去作業用機械器具等については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第23節 輸送計画」に定めるところによる車両及び静岡県西部解体工事業協会との協定等に基づき調達する。 (略)	(2) 実施方法 (略) ○ 除去用車両、除去作業用機械器具等については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第23節 輸送計画」に定めるところによる車両及び一般社団法人静岡県西部解体工事業協会との協定等に基づき調達する。 (略)	※名称の変更				
83	第17節 医療及び助産計画 【消防局、健康福祉部（医療担当・保健所）、健康福祉部】 (略) 2 実施事項 <table><tr><td>市</td><td> ① 救護所の開設場所(※2)及び救護病院(※3)をあらかじめ定める。 ② 病院施設・診療所について、施設・設備の被害状況を把握し、診療を再開するための応急措置を講じる。 ③ 救護班の出動を医師会、医療機関及び医療関係団体(※4)に要請し、救護所を開設する。 (略) ⑨ 市において医療救護が困難な場合は、必要事項を示して県へ応援を要請する(※6)。 (略) </td></tr></table>	市	① 救護所の開設場所(※2)及び救護病院(※3)をあらかじめ定める。 ② 病院施設・診療所について、施設・設備の被害状況を把握し、診療を再開するための応急措置を講じる。 ③ 救護班の出動を医師会、医療機関及び医療関係団体(※4)に要請し、救護所を開設する。 (略) ⑨ 市において医療救護が困難な場合は、必要事項を示して県へ応援を要請する(※6)。 (略)	第17節 医療及び助産計画 【警備（消火・救出）部、保健医療調整本部、福祉支援部】 (略) 2 実施事項 <table><tr><td>市</td><td> ① 救護所の開設場所(※2)及び救護病院(※3)をあらかじめ定める。 ② 病院施設・診療所について、施設・設備の被害状況を把握し、診療を再開するための応急措置を講じる。 ③ 被災の状況に応じて、救護班の出動を医師会、医療機関及び医療関係団体(※4)に要請し、救護所を開設する。 (略) ⑨ 市において医療救護が困難な場合は、必要事項を示して県へ応援を要請する(※6)。 (略) </td></tr></table>	市	① 救護所の開設場所(※2)及び救護病院(※3)をあらかじめ定める。 ② 病院施設・診療所について、施設・設備の被害状況を把握し、診療を再開するための応急措置を講じる。 ③ 被災の状況に応じて、救護班の出動を医師会、医療機関及び医療関係団体(※4)に要請し、救護所を開設する。 (略) ⑨ 市において医療救護が困難な場合は、必要事項を示して県へ応援を要請する(※6)。 (略)	※文言の整理
市	① 救護所の開設場所(※2)及び救護病院(※3)をあらかじめ定める。 ② 病院施設・診療所について、施設・設備の被害状況を把握し、診療を再開するための応急措置を講じる。 ③ 救護班の出動を医師会、医療機関及び医療関係団体(※4)に要請し、救護所を開設する。 (略) ⑨ 市において医療救護が困難な場合は、必要事項を示して県へ応援を要請する(※6)。 (略)						
市	① 救護所の開設場所(※2)及び救護病院(※3)をあらかじめ定める。 ② 病院施設・診療所について、施設・設備の被害状況を把握し、診療を再開するための応急措置を講じる。 ③ 被災の状況に応じて、救護班の出動を医師会、医療機関及び医療関係団体(※4)に要請し、救護所を開設する。 (略) ⑨ 市において医療救護が困難な場合は、必要事項を示して県へ応援を要請する(※6)。 (略)						
84	<table><tr><td>市民及び自主防災組織</td><td> ① 軽症者は、自己及び共助により処置する。 ② 医師の処置が必要な重症患者及び中等症患者を救護病院へ搬送する。 ③ 重症患者、中等症患者の救護所から救護病院までの搬送に協力する。 </td></tr></table> ※6 DMAT、DPAT等医療チーム	市民及び自主防災組織	① 軽症者は、自己及び共助により処置する。 ② 医師の処置が必要な重症患者及び中等症患者を救護病院へ搬送する。 ③ 重症患者、中等症患者の救護所から救護病院までの搬送に協力する。	<table><tr><td>市民及び自主防災組織等</td><td> ① 軽症者は、自己及び共助により処置する。 ② 医師の処置が必要な重症患者及び中等症患者を救護病院へ搬送する。 ③ 重症患者、中等症患者の救護所から救護病院までの搬送に協力する。 </td></tr></table> ※6 DMAT、DPAT、災害支援ナース等医療チーム	市民及び自主防災組織等	① 軽症者は、自己及び共助により処置する。 ② 医師の処置が必要な重症患者及び中等症患者を救護病院へ搬送する。 ③ 重症患者、中等症患者の救護所から救護病院までの搬送に協力する。	※県地域防災計画（防災）の修正
市民及び自主防災組織	① 軽症者は、自己及び共助により処置する。 ② 医師の処置が必要な重症患者及び中等症患者を救護病院へ搬送する。 ③ 重症患者、中等症患者の救護所から救護病院までの搬送に協力する。						
市民及び自主防災組織等	① 軽症者は、自己及び共助により処置する。 ② 医師の処置が必要な重症患者及び中等症患者を救護病院へ搬送する。 ③ 重症患者、中等症患者の救護所から救護病院までの搬送に協力する。						

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

85

第18節 健康支援計画

【健康福祉部（医療担当・保健所）、健康福祉部、区本部】

（略）

1 健康支援活動の実施

○ 被災者の健康保持のため、保健師等による巡回健康相談等を実施し健康管理を行う。特に、要配慮者の健康状態には注意し、必要に応じて医療受診へつなげる。

・ 健康状態の確認

・ 健康相談

・ 医療チームとの連携した活動

・ エコノミークラス症候群、生活不活発病等の予防啓発

○ 被災地区住民の健康状態把握を行う。

・ 全戸訪問の実施

○ ふじのくに防災情報共有システム等にて派遣要請を行う。

（略）

第19節 遺体の搜索及び措置・火葬計画

【市民部】

（略）

1 「災害救助法」の基準

	対象者	費用の限度額、対象経費	期間
埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者に支給	【費用の限度額】 1 体当たり 大人（12 歳以上） <u>219,100 円</u> 以内（※2）	災害発生 から <u>10 日</u> 以内 (※3)

第18節 健康支援計画

【保健医療調整本部、福祉支援部、区本部】

（略）

1 健康支援活動の実施

○ 被災者の健康保持のため、保健師等による巡回健康相談等を実施し健康管理を行う。特に、要配慮者の健康状態には注意し、必要に応じて医療受診へつなげる。

・ 健康状態の確認

・ 健康相談

・ 医療チームとの連携した活動

・ エコノミークラス症候群、生活不活発病等の予防啓発

・ 栄養・食生活支援、歯科保健活動

○ 被災地区住民の健康状態把握を行う。

・ 全戸訪問の実施

○ ふじのくに防災情報共有システム等にて保健師・栄養士の派遣要請を行う。

（略）

第19節 遺体の搜索及び措置・火葬計画

【遺族・遺体部】

（略）

1 「災害救助法」の基準

	対象者	費用の限度額、対象経費	期間
埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者に支給	【費用の限度額】 1 体当たり 大人（12 歳以上） <u>226,100 円</u> 以内（※2）	災害発生 から <u>10 日</u> 以内 (※3)

※文言の整理

※文言を追加

※文言の追加

※文言の整理

※金額の変更

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

85

		子供(12歳未満) <u>175,200円</u> 以内(※2)、 【対象経費】 ①棺(付属品を含む)、②埋葬又は火葬 (賃金職員雇上費を含む)、③骨壺及び 骨箱				子供(12歳未満) <u>180,800円</u> 以内(※2)、 【対象経費】 ①棺(付属品を含む)、②埋葬又は火葬 (賃金職員雇上費を含む)、③骨壺及び 骨箱		※金額の変更
遺体の捜索	災害のため現に行方不明 の状態にあり、かつ周囲 の事情によりすでに死亡 していると推定される者 を捜索する	【対象経費】 舟艇その他捜索のための機械、器具等 の借上費又は購入費、修繕費及び燃料 費として当該地域における通常の実費	同上	遺体の捜索	災害のため現に行方不明 の状態にあり、かつ周囲 の事情によりすでに死亡 していると推定される者 を捜索する	【対象経費】 舟艇その他捜索のための機械、器具等 の借上費又は購入費、修繕費及び燃料 費として当該地域における通常の実費	同上	
遺体の措置	災害の際死亡した者につ いて、遺体安置所等にお いて遺体を措置する(埋 葬を除く)。	【費用の限度額】 ①遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり <u>3,500円</u> 以内 ②遺体の一時保存 一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合 1体あたり <u>5,500円</u> 以内(ドライアイス 購入費の実費加算可)(※4)	同上	遺体の措置	災害の際死亡した者につ いて、遺体安置所等にお いて遺体を措置する(埋 葬を除く)。	【費用の限度額】 ①遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり <u>3,600円</u> 以内 ②遺体の一時保存 一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合 1体あたり <u>5,700円</u> 以内(ドライアイス 購入費の実費加算可)(※4)	同上	※金額の変更
(略)				(略)				

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

88	第20節 防疫計画 【健康福祉部（医療担当・保健所）】 （略） 3 市長の要請と県の実施 ○ 市長は、市において防疫の実施が困難な場合は、知事等へ応援・協力を要請する。 <table><tr><td>県</td><td>防疫薬剤の種類、数量及びその他必要事項を示し、応援を要請する。</td></tr><tr><td>静岡県ベストコントロール協会</td><td>協定に基づき、防疫活動の実施等の消毒活動及び、害虫の駆除などについて協力を要請^(※8)する。</td></tr></table>	県	防疫薬剤の種類、数量及びその他必要事項を示し、応援を要請する。	静岡県ベストコントロール協会	協定に基づき、防疫活動の実施等の消毒活動及び、害虫の駆除などについて協力を要請 ^(※8) する。	第20節 防疫計画 <u>【保健医療調整本部】</u> （略） 3 市長の要請と県の実施 ○ 市長は、市において防疫の実施が困難な場合は、知事等へ応援・協力を要請する。 <table><tr><td>県</td><td>防疫薬剤の種類、数量及びその他必要事項を示し、応援を要請する。</td></tr><tr><td>静岡県ベストコントロール協会</td><td>協定に基づき、防疫活動の実施等の消毒活動及び、害虫の駆除などについて協力を要請^(※8)する。</td></tr><tr><td><u>日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム（DICT）</u></td><td><u>避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、派遣を迅速に要請するものとする。</u></td></tr></table>	県	防疫薬剤の種類、数量及びその他必要事項を示し、応援を要請する。	静岡県ベストコントロール協会	協定に基づき、防疫活動の実施等の消毒活動及び、害虫の駆除などについて協力を要請 ^(※8) する。	<u>日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム（DICT）</u>	<u>避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、派遣を迅速に要請するものとする。</u>	※文言の整理
県	防疫薬剤の種類、数量及びその他必要事項を示し、応援を要請する。												
静岡県ベストコントロール協会	協定に基づき、防疫活動の実施等の消毒活動及び、害虫の駆除などについて協力を要請 ^(※8) する。												
県	防疫薬剤の種類、数量及びその他必要事項を示し、応援を要請する。												
静岡県ベストコントロール協会	協定に基づき、防疫活動の実施等の消毒活動及び、害虫の駆除などについて協力を要請 ^(※8) する。												
<u>日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム（DICT）</u>	<u>避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、派遣を迅速に要請するものとする。</u>												
89	第21節 廃棄物処理計画 【環境部】 （略） 3 収集・処理計画 ○ 生活ごみ及び避難所ごみについては、それぞれ発生量を推計し、収集人員及び車両の必要量を把握し、処理方針を検討・決定する。	第21節 廃棄物処理計画 <u>【廃棄物処理部】</u> （略） 3 収集・処理計画 ○ 生活ごみ及び避難所ごみについては、それぞれ発生量を推計し、収集人員及び車両の必要量を把握し、処理方針を検討・決定する。	※文言の整理										
90	○ し尿等については、避難所別の避難者数や避難所の仮設トイレの設置状況からし尿発生量を推計し、必要収集車両及び人員数を把握して収集・処理計画を作成する。 ○ がれき類については、浜松市災害廃棄物処理計画等により災害の状況からがれき類、水害廃棄物発生量を推計し、仮置き場を設置し、管理・運営のための体制を整備する。 ○ 大量の災害廃棄物が発生し、解体・収集運搬及び処分を行うにあたり、発生現場や仮置場での分別を徹底し、減量化、資源化及び処理の円滑化を推進する。 <u>【新設】</u>	○ し尿等については、避難所別の避難者数や避難所の仮設トイレの設置状況からし尿発生量を推計し、必要収集車両及び人員数を把握して収集・処理計画を作成する。 ○ がれき類については、<u>災害の状況から発生量を推計し、仮置場を設置して、管理・運営のための体制を整備する。</u> ○ 大量の災害廃棄物が発生し、解体・収集運搬及び処分を行うにあたり、発生現場や仮置場での分別を徹底し、減量化、資源化及び処理の円滑化を推進する。 <u>○ 損壊家屋等の解体・撤去は、原則として所有者が自ら行うべきものであるが、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、市が解体・撤去を行うことがある。また、所有者が自主撤去した場合</u>	※文言の整理										
		※令和6年能登半島地震の教訓（浜松市）											

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

90	○ 種類別の発生量を把握し、既存の処理施設において処理することが困難な場合は、本市内外の民間処理施設や他自治体の処理施設の使用について協議・検討するほか、仮設処理施設を設置して処理を行う。なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、関係機関（※5）に協力を求め、収集運搬・処理体制の確立を図る。 ○ 収集した情報等のうち、次の内容を整理し県に報告する。 ・ 廃棄物処理施設の被災状況 ・ 災害廃棄物の発生推計 ・ 仮置場の開設・搬入状況 ・ 他自治体への応援要請内容 ○ 災害協定に基づき締結団体に要請して収集運搬を行う。またごみの処理が困難な場合は、関係機関（※5）を通じて他都市へ支援を要請する。 ○ し尿については、災害協定に基づき締結団体に要請し、避難所に設置された仮設トイレから定期的に収集する。また、し尿の収集・処理が困難な場合は、関係機関（県等）を通じて支援を要請する。 （略）	<u>についても、撤去に要した費用を償還する場合がある。</u> ○ 種類別の発生量を把握し、既存の処理施設において処理することが困難な場合は、本市内外の民間処理施設や他自治体の処理施設の使用について協議・検討するほか、仮設処理施設を設置して処理を行う。なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、関係機関（※5）に協力を求め、収集運搬・処理体制の確立を図る。 ○ 収集した情報等のうち、次の内容を整理し県に報告する。 ・ 廃棄物処理施設の被災状況 ・ 災害廃棄物の発生推計 ・ 仮置場の開設状況 ○ 災害協定に基づき締結団体に要請して収集運搬を行う。またごみの処理が困難な場合は、関係機関（※5）を通じて他都市へ支援を要請する。 ○ し尿については、災害協定に基づき締結団体に要請し、避難所に設置された仮設トイレから定期的に収集する。また、し尿の収集・処理が困難な場合は、関係機関（県等）を通じて支援を要請する。 （略）	※文言の整理
92	第23節 輸送計画 【災害対策本部事務局、遺族・遺体部、健康福祉部、産業部】 （略） <u>【新設】</u> （略）	第23節 輸送計画 【災害対策本部事務局、遺族・遺体部、<u>健康支援部、物資管理部</u>】 （略） <u>2 輸送の基本方針</u> <u>○市は、地域内輸送拠点の運営及び避難所等への物資の輸送について効率的に行うため、速やかに、運送や輸送に必要な人員や資機材等を輸送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u> （略）	※文言の整理 ※県地域防災計画（能登地震）の変更

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

92

2 実施方法

<輸送手段の確保>

・ 輸送は公用車両（※2）を活用して行う。なお、車両の管理は、市災害対策本部において集中管理する。

・ 輸送に民間保有車両の協力が必要な場合、被災程度が軽いときは、市災害対策本部が次表の関係機関に依頼し、それを超える時は県若しくは応援協定を締結している他市町村へ要請する。

<<輸送機関一覧表>>

名 称	所 在 地	電話番号
浜松市タクシー協会	中央区神田町1389（※3）	441-1637
静岡県タクシー協会浜名湖北遠支部	浜名区横須賀271（※4）	587-8070
名 称	所 在 地	電話番号
（一社）静岡県トラック協会西部支部	中央区大島町620	435-0109
（一社）静岡県トラック協会北遠支部	浜名区高菌171	584-3055
遠州鉄道（株）	中央区旭町12-1	454-2211

※3 富士タクシー（株）内

○ 漁船への協力要請は、市災害対策本部（※5）が次表の関係漁業協同組合に行う。

<<漁業協同組合所属船一覧表>>（令和2年10月末現在）

名 称	所 在 地	電 話
浜名漁協本所	中央区舞阪町舞阪2119-19	592-2911
同 白洲支所	中央区白洲町 3864	487-3995
同 村櫛支所	中央区村櫛町 4260-8	489-2820

3 実施方法

<輸送手段の確保>

・ 輸送は公用車両（※2）を活用して行う。なお、車両の管理は、市災害対策本部において集中管理する。

・ 輸送に民間保有車両の協力が必要な場合、被災程度が軽いときは、市災害対策本部が次表の関係機関に依頼し、それを超える時は県若しくは応援協定を締結している他市町村へ要請する。

<<輸送機関一覧表>>（令和6年4月現在）

名 称	所 在 地	電話番号
浜松市タクシー協会	中央区上島一丁目11-15（※3）	472-8419
静岡県タクシー協会浜名湖北遠支部	浜名区横須賀271（※4）	587-8070
名 称	所 在 地	電話番号
（一社）静岡県トラック協会西部支部	中央区大島町620	435-0109
（一社）静岡県トラック協会北遠支部	浜名区高菌171	584-3055
遠州鉄道（株）	中央区旭町12-1	454-2211

※3 遠鉄タクシー（株）内

○ 漁船への協力要請は、市災害対策本部（※5）が次表の関係漁業協同組合に行う。

<<漁業協同組合所属船一覧表>>（令和6年10月末現在）

名 称	所 在 地	電 話
浜名漁協本所	中央区舞阪町舞阪2119-19	592-2911
同 雄踏支所	中央区雄踏町宇布見9985-3	（雄踏支所）
同 白洲支所	中央区白洲町3864	592-1063

※文言の整理

※協会内の担当変更

※電話番号の変更

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

93

同 天竜支所	中央区遠州浜 3-38-12	426-0559
同 雄踏支部	中央区雄踏町宇布見 9985-3	592-1063
同 気賀支所	浜名区細江町気賀 11089-1	522-0054
天竜川漁協	天竜区米沢273-1	926-0813

(略)

94

3 市長の要請と県の実施事項

(略)

94

第24節 交通応急対策計画

【災害対策本部事務局、消防局、土木部】

(略)

1 陸上交通の確保

(1)交通確保の基本方針

(略)

95

○ 道路管理者は、県公安委員会が選定した緊急交通路、その他の道路が早急かつ円滑に利用できるよう、必要な措置を行う。

97

第25節 文教対策計画

【学校教育部、市民部】

(略)

1 教科書、学用品等の給与措置

○ 市教育委員会は、「災害救助法」に基づき教科書、学用品等の給与措置を行う。

同 村櫛支所

中央区村櫛町4260-8

同 天竜支部

中央区遠州浜3-38-12

426-0559

同 気賀支所

浜名区細江町気賀11089-1

522-0054

天竜川漁協

天竜区米沢273-1

926-0813

(略)

4 市長の要請と県の実施事項

(略)

第24節 交通応急対策計画

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、土木復旧部】

(略)

1 陸上交通の確保

(1)交通確保の基本方針

(略)

○ 道路管理者は、県公安委員会が選定した緊急交通路、その他の道路が早急かつ円滑に利用できるよう、路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）等必要な措置を行う。

第25節 文教対策計画

【学校管理部、福祉支援部、遺族・遺体部】

(略)

1 教科書、学用品等の給与措置

○ 市教育委員会は、「災害救助法」に基づき教科書、学用品等の給与措置を行う。

※文言の修正

※文言の整理

※県地域防災計画（防災）の変更

※文言の整理、担当部局の追加

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

97

(1)「災害救助法」の基準（※1）

対 象	費 用	期 間
住家の全壊等により 学用品を喪失又は毀損し、 就学上支障のある 小学生、中学生、高校生	教科書等は実費 文房具、通学用品は 小学生 4,800円以内 中学生 5,100円以内 高校生 5,600円以内	災害発生日から 教科書 1か月以内 文房具、通学用品 15日以内（※2）

（略）

99

第26節 社会福祉計画

【健康福祉部、こども家庭部】

事業	実施機関／協力機 関	内容
被災身体 障がい児 者に対す る補装具 の交付等	市／ ▼児童： <u>県</u> 、民生委 員・児童委員 ▼18 歳以上：民生 委員・児童委員	・ 対象 被災身体障がい児者 ・ 交付等の内容 (1)災害により補装具を亡失又はき損した者に 対する 修理又は交付 (2)災害により負傷又は疾病にかかった者の更生医療の 給付 (3)被災身体障がい児者の更生相談

（略）

101

第27節 水防計画

【災害対策本部事務局、消防局、土木部】

（略）

(1)「災害救助法」の基準（※1）

対 象	費 用	期 間
住家の全壊等により 学用品を喪失又は毀損し、 就学上支障のある 小学生、中学生、高校生	教科書等は実費 文房具、通学用品は 小学生 <u>5,200円</u> 以内 中学生 <u>5,500円</u> 以内 高校生 <u>6,000円</u> 以内	災害発生日から 教科書 1か月以内 文房具、通学用品 15日以内（※2）

（略）

第26節 社会福祉計画

【福祉支援部】

事業	実施機関／協力機 関	内容
被災身体 障がい児 者に対す る補装具 の交付等	市／ ▼児童：民生委員・ 児童委員 ▼18 歳以上：民生 委員・児童委員	・ 対象 被災身体障がい児者 ・ 交付等の内容 (1)災害により補装具を亡失又はき損した者に 対する 修理又は交付 (2)災害により負傷又は疾病にかかった者の更生医療の 給付 (3)被災身体障がい児者の更生相談

（略）

第27節 水防計画

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、土木復旧部】

（略）

※金額の変更

※担当部局の修正

※文言の修正

※文言の整理

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

103	第30節 下水道災害応急対策計画 【上下水道部】 (略)	第30節 下水道災害応急対策計画 <u>【上下水道復旧部】</u> (略)	※文言の整理
104	第31節 市有施設・設備等の対策 【災害対策本部事務局、消防局、財務部、健康福祉部、産業部、土木部、上下水道部】 (略)	第31節 市有施設・設備等の対策 【災害対策本部事務局、<u>警備（消火・救出）部、福祉支援部、物資管理部、土木復旧部、上下水道復旧部</u>】 (略)	※文言の整理

浜松市地域防災計画 共通対策編 第4章復旧・復興対策計画 新旧対照表

頁	旧	新	変更理由
105	第1節 市・防災関係機関の活動	第1節 市・防災関係機関の活動	※県地域防災計画（防災）の変更
	（略）	（略）	
107	7 指定地方行政機関	7 指定地方行政機関	
	（略）	（略）	
	環境省 関東地方環境事務所 ・ 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ・ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ・ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	環境省 関東地方環境事務所 ・ 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ・ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ・ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	※県地域防災計画（防災）の変更
	（略）	（略）	
	8 指定公共機関	8 指定公共機関	
	日本赤十字社（※14） ・ 義援金の募集・義援金配分委員会への参加 ・ 協力奉仕者の連絡調整	日本赤十字社（※14） ・ <u>日本赤十字社</u>の義援金の募集・義援金配分委員会への参加 ・ 協力奉仕者の連絡調整	
	（略）	（略）	※文言の整理
108	日本通運（株）（※18） 福山通運（株）（※19） 佐川急便（株）（※20） ヤマト運輸（株）（※21） 西濃運輸（株）（※22）	日本通運（株）（※18） 福山通運（株）（※19） 佐川急便（株）（※20） ヤマト運輸（株）（※21） 西濃運輸（株）（※22）	
	※18 浜松支店	※18 <u>静岡</u> 支店	
	（略）	（略）	

浜松市地域防災計画 共通対策編 第4章復旧・復興対策計画 新旧対照表

109	KDDI(株) (※25) ソフトバンク(株) (※26) 楽天モバイル(株) ・ 施設が被災した場合、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ - を迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。 ※25 ソリューション浜松支店 (略)	KDDI(株) (※25) ソフトバンク(株) (※26) 楽天モバイル(株) ・ 施設が被災した場合、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ - を迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。 ※25 <u>中部総支社管理部</u> (略)	※社名の変更
111	第3節 災害復旧・復興計画の策定 ○ 災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策について定めるものである。 ○ 災害復興計画は、単に被災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指すことについて定めるものである。 ○ これらの計画を策定するにあっては、女性やよふ配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努める。 (略)	第3節 災害復旧・復興計画の策定 ○ 災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策について定めるものである。 ○ 災害復興計画は、単に被災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指すことについて定めるものである。 ○ これらの計画を策定するにあっては、<u>性別が偏ることなく、また障がい者や高齢者、外国人、その他要配慮者</u>などの多様な主体の参画が図られるよう努める。 (略)	※文言の整理

浜松市地域防災計画 共通対策編 第4章 復旧・復興対策計画 新旧対照表

112

第4節 復興財源の確保

(略)

113

2 復興財源の確保

(略)

地方債の発行	・ 復旧・復興対策に係る膨大な財政需要と大幅な税收減に対応するため、国等と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ① 災害復旧事業債 ② 歳入欠かん等債 ③ その他
--------	---

(略)

120

第9節 地域経済復興支援

(略)

3 農林漁業者を対象とした支援

天災融資法（※2）に関する措置	・ 地域指定を受けるため、必要な措置を講じる。
農業経営維持安定資金に関する事業処理	・ 農業経営維持安定資金に関する事業処理を、迅速かつ的確に実施する。
金融機関への協力の要請	・ 資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、農林漁業金融公庫、融資機関等に要請する。

(略)

第4節 復興財源の確保

(略)

2 復興財源の確保

(略)

地方債の発行	・ 復旧・復興対策に係る膨大な財政需要と大幅な税收減に対応するため、国等と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ① 災害復旧事業債 ② 歳入欠かん債 ③ その他
--------	--

(略)

第9節 地域経済復興支援

(略)

3 農林漁業者を対象とした支援

天災融資法（※2）に関する措置	・ 地域指定を受けるため、必要な措置を講じる。
【削除】	【削除】
金融機関への協力の要請	・ 資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、農林漁業金融公庫、融資機関等に要請する。

(略)

※文言の整理

浜松市地域防災計画 共通対策編 第4章復旧・復興対策計画 新旧対照表

121	第10節 風評被害の影響の軽減 (略)	第10節 風評被害の影響の軽減 <u>【物資管理部】</u> (略)	※担当部局の見直し
-----	-----------------------------------	---	------------------

浜松市地域防災計画 風水害等対策編 第1章災害予防計画
新旧対照表

頁	旧	新	変更理由
122	第1節 計画の目的 (略) ○ 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。 ○ 市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。 ○ ここに定めない事項については、「共通対策編 第2章 災害予防計画」及び「浜松市水防計画書」による。	第1節 計画の目的 (略) ○ 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。 ○ <u>建築物</u>の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。 ○ ここに定めない事項については、「共通対策編 第2章 災害予防計画」及び「浜松市水防計画書」による。	※文言の整理
122	第2節 道路・橋梁・鉄道計画 1 道路・橋梁 ○ 国・市管理道路の防災対策として、交通危険個所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前交通規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通確保のため応急処置を実施する。 ○ 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。	第2節 道路・橋梁・鉄道計画 1 道路・橋梁 ○ 国・市管理道路の防災対策として、交通危険個所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前交通規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通確保のため応急処置を実施する。 ○ 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。	
123	<u>【新設】</u> (略)	<u>○ 道路管理者は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u> (略)	※県地域防災計画（防災）の変更

浜松市地域防災計画 風水害等対策編 第1章災害予防計画
新旧対照表

126	第4節 土砂災害防除計画 ○ 土砂災害危険箇所^(※)の災害を未然に防止し、一旦災害が発生した場合、市民の生命を保護し被害を最小限にとどめるため、崩壊防止施設や砂防堰堤など土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ総合的な土砂災害対策を推進する。 ※1 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所 [新設] (略)	第4節 土砂災害防除計画 [削除] ○ 土砂災害警戒区域等の災害の危険が予想される箇所を把握し、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定、防災情報の提供などソフト対策を実施するとともに、崩壊防止施設や砂防堰堤など土砂災害対策施設の整備などのハード対策を組み合わせ総合的な土砂災害対策を推進する。 (略)	※文言の整理				
127	4 土砂災害のソフト対策 (略)	4 土砂災害のソフト対策 (略)					
129	<table><tr><td>防災知識の普及・ 防災訓練</td><td> ・ 土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難施設、その他の避難場所、その他の避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するために、これらの事項を住民と協力して記載したハザードマップ等の作製・配付など必要な措置を講じる。 ・ 講演会、講習会、見学会等を開催し、<u>土砂災害危険箇所</u>の周辺住民に対し防災知識の普及に努める。 </td></tr></table> (略)	防災知識の普及・ 防災訓練	・ 土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難施設、その他の避難場所、その他の避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するために、これらの事項を住民と協力して記載したハザードマップ等の作製・配付など必要な措置を講じる。 ・ 講演会、講習会、見学会等を開催し、<u>土砂災害危険箇所</u>の周辺住民に対し防災知識の普及に努める。	<table><tr><td>防災知識の普及・ 防災訓練</td><td> ・ 土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難施設、その他の避難場所、その他の避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するために、これらの事項を住民と協力して記載したハザードマップ等の作製・配付など必要な措置を講じる。 ・ 講演会、講習会、見学会等を開催し、<u>土砂災害警戒区域等</u>の周辺住民に対し防災知識の普及に努める。 </td></tr></table> (略)	防災知識の普及・ 防災訓練	・ 土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難施設、その他の避難場所、その他の避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するために、これらの事項を住民と協力して記載したハザードマップ等の作製・配付など必要な措置を講じる。 ・ 講演会、講習会、見学会等を開催し、<u>土砂災害警戒区域等</u>の周辺住民に対し防災知識の普及に努める。	※文言の整理
防災知識の普及・ 防災訓練	・ 土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難施設、その他の避難場所、その他の避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するために、これらの事項を住民と協力して記載したハザードマップ等の作製・配付など必要な措置を講じる。 ・ 講演会、講習会、見学会等を開催し、<u>土砂災害危険箇所</u>の周辺住民に対し防災知識の普及に努める。						
防災知識の普及・ 防災訓練	・ 土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難施設、その他の避難場所、その他の避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するために、これらの事項を住民と協力して記載したハザードマップ等の作製・配付など必要な措置を講じる。 ・ 講演会、講習会、見学会等を開催し、<u>土砂災害警戒区域等</u>の周辺住民に対し防災知識の普及に努める。						

浜松市地域防災計画 風水害等対策編 第1章災害予防計画
新旧対照表

129

5 周辺の土地利用規制

宅地造成等工事規制区域の指定
(※20)

- ・ 宅地造成に伴い、がけ崩れや土砂流出のおそれが著しい区域を宅地造成工事規制区域として指定し、この区域内で行われる一定の宅地造成に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行う。
- ・ 指定された区域内で一定の宅地造成工事を行う場合は、市長の許可が必要であり、擁壁あるいはがけ面等が危険な状態になった場合、勧告、改善命令等を発することがある。

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

都市計画区域（※21）

- ・ 都市計画区域内において、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）を含むときは、一定の条件を除き、開発行為は許可されない。

※21 都市計画法による。

130

5 周辺の土地利用規制

宅地造成等工事規制区域の指定
(※20)

- ・ 宅地造成に伴い、がけ崩れや土砂流出のおそれが著しい区域を宅地造成工事規制区域として指定し、この区域内で行われる一定の宅地造成に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行う。
- ・ 指定された区域内で一定の宅地造成工事を行う場合は、市長の許可が必要であり、擁壁あるいはがけ面等が危険な状態になった場合、勧告、改善命令等を発することがある。

宅地造成等工事規制区域（※21）

- ・ 市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域
- ・ 一定規模以上の盛土、切土、土石の堆積を行う場合は、工事に着手する前に許可が必要となり、その工事は技術的基準に従い、災害を防止するために必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

特定盛土等規制区域（※21）

- ・ 市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域
- ・ 一定規模以上の盛土、切土、土石の堆積を行う場合は、工事に着手する前に許可が必要となり、その工事は技術的基準に従い、災害を防止するために必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

都市計画区域（※22）

- ・ 都市計画区域内において、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）を含むときは、一定の条件を除き、開発行為は許可されない。

※21 宅地造成及び特定盛土等規制法による。（令和7年5月26日運用開始予定）

※22 都市計画法による。

※文言の整理

浜松市地域防災計画 風水害等対策編 第1章災害予防計画
新旧対照表

130	6 市の助成 ○ がけ地の崩壊等の危険性の高い住宅を安全な土地に移転させ、危険住宅の解消を促進するため、必要な助成(※22)を行う。 ※22 がけ地近接等危険住宅移転事業	6 市の助成 ○ がけ地の崩壊等の危険性の高い住宅を安全な土地に移転させ、危険住宅の解消を促進するため、必要な助成(※23)を行う。 ※23 がけ地近接等危険住宅移転事業	※文言の整理
-----	--	--	---------------

浜松市地域防災計画 風水害等対策編 第2章災害応急対策計画
新旧対照表

頁	旧	新	変更理由																																
133	第2節 市災害対策本部 (略) 《事前配備体制》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>体制 (※2)</th><th>配備の判断基準</th><th>配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台風 大雨 洪水 暴風 大雪 等</td><td>情報収集体制</td><td>・大雨、洪水、大雪 注意報のいずれか が発表されたとき など</td><td>危機管理課、秘書課（組織としての政 策補佐官を含む）、土木部（地震、大規 模事故除く）/区振興課/行政センター/ 支所</td></tr> <tr> <td></td><td>災害対策 準備室</td><td>・大雨、洪水、暴風 大雪、高潮警報の いずれかが発表さ れたとき</td><td>情報収集体制の関係各課に加えて広聴 広報課、国際課（風水害に限る）、産 業部（農林水産部局）、健康福祉部（福 祉部局）、公園管理事務所、土木部、上 下水道部、消防局、学校教育部</td></tr> <tr> <td></td><td>災害対策 連絡室</td><td>・風水害により、避 難情報を発令した とき</td><td>災害対策準備室の関係各課に加えて 災害 11 部の代表課及び情報システム 課、人事課、アセットマネジメント推 進課、財務部（税務担当）、生活衛生課、 廃棄物処理課</td></tr> </tbody> </table> (略)	種別	体制 (※2)	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)	台風 大雨 洪水 暴風 大雪 等	情報収集体制	・大雨、洪水、大雪 注意報のいずれか が発表されたとき など	危機管理課、秘書課（組織としての政 策補佐官を含む）、土木部（地震、大規 模事故除く）/区振興課/行政センター/ 支所		災害対策 準備室	・大雨、洪水、暴風 大雪、高潮警報の いずれかが発表さ れたとき	情報収集体制の関係各課に加えて広聴 広報課、国際課（風水害に限る）、産 業部（農林水産部局）、健康福祉部（福 祉部局）、公園管理事務所、土木部、上 下水道部、消防局、学校教育部		災害対策 連絡室	・風水害により、避 難情報を発令した とき	災害対策準備室の関係各課に加えて 災害 11 部の代表課及び情報システム 課、人事課、アセットマネジメント推 進課、財務部（税務担当）、生活衛生課、 廃棄物処理課	第2節 市災害対策本部 (略) 《事前配備体制》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>体制 (※2)</th><th>配備の判断基準</th><th>配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台風 大雨 洪水 暴風 大雪 等</td><td>情報収集体制</td><td>・大雨、洪水、大雪 注意報のいずれか が発表されたとき など</td><td>危機管理課、秘書課（組織としての政 策補佐官を含む）、土木部（地震、大規 模事故除く）/区振興課/行政センター/ 支所</td></tr> <tr> <td></td><td>災害対策 準備室</td><td>・大雨、洪水、暴風 大雪、高潮警報の いずれかが発表さ れたとき</td><td>情報収集体制の関係各課に加えて広聴 広報課、国際課（風水害に限る）、産 業部（農林水産部局）、健康福祉部（福 祉部局）、公園管理事務所、土木部、上 下水道部、消防局、学校教育部</td></tr> <tr> <td></td><td>災害対策 連絡室</td><td>・風水害により、避 難情報を発令した とき</td><td>災害対策準備室の関係各課に加えて 災害 11 部の代表課及び情報システム 課、人事課、アセットマネジメント推 進課、財務部（税務担当）、生活衛生課、 <u>環境部</u></td></tr> </tbody> </table> (略)	種別	体制 (※2)	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)	台風 大雨 洪水 暴風 大雪 等	情報収集体制	・大雨、洪水、大雪 注意報のいずれか が発表されたとき など	危機管理課、秘書課（組織としての政 策補佐官を含む）、土木部（地震、大規 模事故除く）/区振興課/行政センター/ 支所		災害対策 準備室	・大雨、洪水、暴風 大雪、高潮警報の いずれかが発表さ れたとき	情報収集体制の関係各課に加えて広聴 広報課、国際課（風水害に限る）、産 業部（農林水産部局）、健康福祉部（福 祉部局）、公園管理事務所、土木部、上 下水道部、消防局、学校教育部		災害対策 連絡室	・風水害により、避 難情報を発令した とき	災害対策準備室の関係各課に加えて 災害 11 部の代表課及び情報システム 課、人事課、アセットマネジメント推 進課、財務部（税務担当）、生活衛生課、 <u>環境部</u>	※文言の整理
種別	体制 (※2)	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)																																
台風 大雨 洪水 暴風 大雪 等	情報収集体制	・大雨、洪水、大雪 注意報のいずれか が発表されたとき など	危機管理課、秘書課（組織としての政 策補佐官を含む）、土木部（地震、大規 模事故除く）/区振興課/行政センター/ 支所																																
	災害対策 準備室	・大雨、洪水、暴風 大雪、高潮警報の いずれかが発表さ れたとき	情報収集体制の関係各課に加えて広聴 広報課、国際課（風水害に限る）、産 業部（農林水産部局）、健康福祉部（福 祉部局）、公園管理事務所、土木部、上 下水道部、消防局、学校教育部																																
	災害対策 連絡室	・風水害により、避 難情報を発令した とき	災害対策準備室の関係各課に加えて 災害 11 部の代表課及び情報システム 課、人事課、アセットマネジメント推 進課、財務部（税務担当）、生活衛生課、 廃棄物処理課																																
種別	体制 (※2)	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)																																
台風 大雨 洪水 暴風 大雪 等	情報収集体制	・大雨、洪水、大雪 注意報のいずれか が発表されたとき など	危機管理課、秘書課（組織としての政 策補佐官を含む）、土木部（地震、大規 模事故除く）/区振興課/行政センター/ 支所																																
	災害対策 準備室	・大雨、洪水、暴風 大雪、高潮警報の いずれかが発表さ れたとき	情報収集体制の関係各課に加えて広聴 広報課、国際課（風水害に限る）、産 業部（農林水産部局）、健康福祉部（福 祉部局）、公園管理事務所、土木部、上 下水道部、消防局、学校教育部																																
	災害対策 連絡室	・風水害により、避 難情報を発令した とき	災害対策準備室の関係各課に加えて 災害 11 部の代表課及び情報システム 課、人事課、アセットマネジメント推 進課、財務部（税務担当）、生活衛生課、 <u>環境部</u>																																

浜松市地域防災計画 地震・津波対策対策編 第1章計画の作成に当たって
新旧対照表

頁	旧	新	変更理由																																																																																																																																																																																												
136	第1節 予想される災害 (略) 2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波の被害想定の結果 (略) 《対象／浜松市域》	第1節 予想される災害 (略) 2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波の被害想定の結果 (略) 《対象／浜松市域》																																																																																																																																																																																													
138	(3) 人的被害に係る想定結果(※10) 【対象／浜松市域】 (単位：人) <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">被害 区分</th><th colspan="3">予知なし</th><th colspan="3">予知あり</th></tr><tr><th>冬・ 深夜</th><th>夏・昼 (※25)</th><th>冬・夕</th><th>冬・ 深夜</th><th>夏・昼</th><th>冬・夕</th></tr><tr><td rowspan="3">建物倒壊 (※13、14)</td><td>死者数</td><td colspan="6">(略)</td></tr><tr><td>重傷者 (※15)</td><td colspan="6">(略)</td></tr><tr><td>軽傷数 (※16)</td><td colspan="6">(略)</td></tr><tr><td rowspan="6">津波</td><td rowspan="3">早期避難率高 ＋呼びかけ</td><td>死者数</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>重傷者</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>軽傷数</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">早期避難率低い</td><td>死者数</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>重傷者</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>軽傷数</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">山・崖崩れ</td><td>死者数</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>重症者</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>軽傷数</td><td colspan="5">(略)</td></tr></table>	項目	被害 区分	予知なし			予知あり			冬・ 深夜	夏・昼 (※25)	冬・夕	冬・ 深夜	夏・昼	冬・夕	建物倒壊 (※13、14)	死者数	(略)						重傷者 (※15)	(略)						軽傷数 (※16)	(略)						津波	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	(略)					重傷者	(略)					軽傷数	(略)					早期避難率低い	死者数	(略)					重傷者	(略)					軽傷数	(略)					山・崖崩れ	死者数	(略)					重症者	(略)					軽傷数	(略)					(3) 人的被害に係る想定結果(※10) 【対象／浜松市域】 (単位：人) <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">被害 区分</th><th colspan="3">予知なし</th><th colspan="3">予知あり</th></tr><tr><th>冬・ 深夜</th><th>夏・昼 (※25)</th><th>冬・夕</th><th>冬・ 深夜</th><th>夏・昼</th><th>冬・夕</th></tr><tr><td rowspan="3">建物倒壊 (※13、14)</td><td>死者</td><td colspan="6">(略)</td></tr><tr><td>重傷者 (※15)</td><td colspan="6">(略)</td></tr><tr><td>軽傷者 (※16)</td><td colspan="6">(略)</td></tr><tr><td rowspan="6">津波</td><td rowspan="3">早期避難率高 ＋呼びかけ</td><td>死者</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>重傷者</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>軽傷者 (※16)</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">早期避難率低い</td><td>死者</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>重傷者</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>軽傷者 (※16)</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">山・崖崩れ</td><td>死者</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>重症者</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>軽傷者 (※16)</td><td colspan="5">(略)</td></tr></table>	項目	被害 区分	予知なし			予知あり			冬・ 深夜	夏・昼 (※25)	冬・夕	冬・ 深夜	夏・昼	冬・夕	建物倒壊 (※13、14)	死者	(略)						重傷者 (※15)	(略)						軽傷者 (※16)	(略)						津波	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者	(略)					重傷者	(略)					軽傷者 (※16)	(略)					早期避難率低い	死者	(略)					重傷者	(略)					軽傷者 (※16)	(略)					山・崖崩れ	死者	(略)					重症者	(略)					軽傷者 (※16)	(略)					※文言の整理
項目	被害 区分			予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																								
		冬・ 深夜	夏・昼 (※25)	冬・夕	冬・ 深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																								
建物倒壊 (※13、14)	死者数	(略)																																																																																																																																																																																													
	重傷者 (※15)	(略)																																																																																																																																																																																													
	軽傷数 (※16)	(略)																																																																																																																																																																																													
津波	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	(略)																																																																																																																																																																																												
		重傷者	(略)																																																																																																																																																																																												
		軽傷数	(略)																																																																																																																																																																																												
	早期避難率低い	死者数	(略)																																																																																																																																																																																												
		重傷者	(略)																																																																																																																																																																																												
		軽傷数	(略)																																																																																																																																																																																												
山・崖崩れ	死者数	(略)																																																																																																																																																																																													
	重症者	(略)																																																																																																																																																																																													
	軽傷数	(略)																																																																																																																																																																																													
項目	被害 区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																										
		冬・ 深夜	夏・昼 (※25)	冬・夕	冬・ 深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																								
建物倒壊 (※13、14)	死者	(略)																																																																																																																																																																																													
	重傷者 (※15)	(略)																																																																																																																																																																																													
	軽傷者 (※16)	(略)																																																																																																																																																																																													
津波	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者	(略)																																																																																																																																																																																												
		重傷者	(略)																																																																																																																																																																																												
		軽傷者 (※16)	(略)																																																																																																																																																																																												
	早期避難率低い	死者	(略)																																																																																																																																																																																												
		重傷者	(略)																																																																																																																																																																																												
		軽傷者 (※16)	(略)																																																																																																																																																																																												
山・崖崩れ	死者	(略)																																																																																																																																																																																													
	重症者	(略)																																																																																																																																																																																													
	軽傷者 (※16)	(略)																																																																																																																																																																																													

浜松市地域防災計画 地震・津波対策対策編 第1章計画の作成に当たって
新旧対照表

138

火災		死者 数	(略)
		重傷者	(略)
		軽傷数	(略)
ブロック塀の転倒・ 屋外落下物		死者 数	(略)
		重傷者	(略)
		軽傷数	(略)
死者 傷者 数 合 計	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者 数	(略)
		重傷者	(略)
		軽傷数	(略)
	早期避難率低い	死者 数	(略)
		重傷者	(略)
		軽傷数	(略)
自力脱出困難者数		地震動	(略)
要救助者数		津波	(略)

火災		死者	(略)
		重傷者	(略)
		軽傷 者	(略)
ブロック塀の転倒・ 屋外落下物		死者	(略)
		重傷者	(略)
		軽傷 者	(略)
死者 傷者 数 合 計	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者	(略)
		重傷者	(略)
		軽傷 者	(略)
	早期避難率低い	死者	(略)
		重傷者	(略)
		軽傷 者	(略)
自力脱出困難者数		地震動	(略)
要救助者数		津波	(略)

浜松市地域防災計画 地震・津波対策対策編 第1章計画の作成に当たって
新旧対照表

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

139

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

140

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

</

浜松市地域防災計画 地震・津波対策対策編 第1章計画の作成に当たって
新旧対照表

140

火災		死者 ^数	(略)
		重傷者	(略)
		軽傷数	(略)
ブロック塀の転倒・ 屋外落下物		死者 ^数	(略)
		重傷者	(略)
		軽傷数	(略)
死者 傷者 数 合 計	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者 ^数	(略)
		重傷者	(略)
		軽傷数	(略)
	早期避難率低い	死者 ^数	(略)
		重傷者	(略)
		軽傷数	(略)
自力脱出困難者数		地震動	(略)
要救助者数		津波	(略)

※27 うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物

※28 倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物
破壊パターンチャートのD5以上相当のもので、全壊に含まれる。

※29 1ヶ月以上の治療を要する負傷者

※30 1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※31 被害規模がわずかなものを示す。

(略)

火災		死者	(略)
		重傷者	(略)
		軽傷 ^者	(略)
ブロック塀の転倒・ 屋外落下物		死者	(略)
		重傷者	(略)
		軽傷 ^者	(略)
死者 傷者 数 合 計	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者	(略)
		重傷者	(略)
		軽傷 ^者	(略)
	早期避難率低い	死者	(略)
		重傷者	(略)
		軽傷 ^者	(略)
自力脱出困難者数		地震動	(略)
要救助者数		津波	(略)

※²⁷ 倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物
破壊パターンチャートのD5以上相当のもので、全壊に含まれる。

※²⁸ 1ヶ月以上の治療を要する負傷者

※²⁹ 1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※³⁰ 被害規模がわずかなものを示す。

(略)

※文言の整理

※文言の整理

浜松市地域防災計画 地震・津波対策対策編 第1章計画の作成に当たって
新旧対照表

142	第2節 市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	第2節 市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)					
143	3 指定地方行政機関 (略)	3 指定地方行政機関 (略)					
146	<table><tr><td>環境省 関東地方環境事務所</td><td>① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ③ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</td></tr></table> (略)	環境省 関東地方環境事務所	① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ③ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	<table><tr><td>環境省 関東地方環境事務所</td><td>① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ③ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</td></tr></table> (略)	環境省 関東地方環境事務所	① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ③ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	※県地域防災計画（防災）の変更
環境省 関東地方環境事務所	① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ③ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等						
環境省 関東地方環境事務所	① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ③ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等						
148	4 指定公共機関 (略)	4 指定公共機関 (略)					
	<table><tr><td>日本通運(株)（※18） 福山通運(株)（※19） 佐川急便(株)（※20） ヤマト運輸(株)（※21） 西濃運輸(株)（※22）</td><td>① 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保</td></tr></table> ※18 浜松支店	日本通運(株)（※18） 福山通運(株)（※19） 佐川急便(株)（※20） ヤマト運輸(株)（※21） 西濃運輸(株)（※22）	① 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	<table><tr><td>日本通運(株)（※18） 福山通運(株)（※19） 佐川急便(株)（※20） ヤマト運輸(株)（※21） 西濃運輸(株)（※22）</td><td>① 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保</td></tr></table> ※18 静岡支店	日本通運(株)（※18） 福山通運(株)（※19） 佐川急便(株)（※20） ヤマト運輸(株)（※21） 西濃運輸(株)（※22）	① 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	※社名の変更
日本通運(株)（※18） 福山通運(株)（※19） 佐川急便(株)（※20） ヤマト運輸(株)（※21） 西濃運輸(株)（※22）	① 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保						
日本通運(株)（※18） 福山通運(株)（※19） 佐川急便(株)（※20） ヤマト運輸(株)（※21） 西濃運輸(株)（※22）	① 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保						
	<table><tr><td>KDDI(株)（※25） ソフトバンク(株)（※26） 楽天モバイル(株)</td><td>① 重要な通信を確保するために必要な措置の実施</td></tr></table> ※25 ソリューション浜松支店 (略)	KDDI(株)（※25） ソフトバンク(株)（※26） 楽天モバイル(株)	① 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	<table><tr><td>KDDI(株)（※25） ソフトバンク(株)（※26） 楽天モバイル(株)</td><td>① 重要な通信を確保するために必要な措置の実施</td></tr></table> ※25 中部総支社管理部 (略)	KDDI(株)（※25） ソフトバンク(株)（※26） 楽天モバイル(株)	① 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	※社名の変更
KDDI(株)（※25） ソフトバンク(株)（※26） 楽天モバイル(株)	① 重要な通信を確保するために必要な措置の実施						
KDDI(株)（※25） ソフトバンク(株)（※26） 楽天モバイル(株)	① 重要な通信を確保するために必要な措置の実施						

浜松市地域防災計画 地震・津波対策対策編 第1章計画の作成に当たって
新旧対照表

150

7

その他防災関係機関等

産業経済団体

① 浜松商工会議所その他商工業関係団体

・ 市が行う商工業関係、被害調査についての協力

・ 災害時における物価安定についての協力

・ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力

② とびあ浜松農業協同組合（※42）、三ヶ日町農業協同組合、遠州中央農業協同組合（※43）、浜名漁業協同組合

・ 農林水産物の被害調査についての協力

・ 災害時における農産物、魚介類の確保

・ 農林水産物等の災害応急対策についての指導

③ 建設業関係団体等（※44）

・ 災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力

④ 観光協会

・ 宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施

・ 災害時における宿泊者の救護

・ 災害時における避難者の救護応援協力

※44 浜北建設事業協同組合、三ヶ日町建設業協会、春野建設事業協同組合、佐久間建設業協会、水窪建設業協会、静岡県西部解体工事業協会、浜松上下水道協同組合、浜北上下水道協同組合、天竜北遠上下水道協同組合、細江町水道工事協同組合、三ヶ日水道工事協同組合、天竜森林組合、春野森林組合、佐久間森林組合、水窪町森林組合、龍山森林組合、引佐町森林組合ほか

7

その他防災関係機関等

産業経済団体

① 浜松商工会議所その他商工業関係団体

・ 市が行う商工業関係、被害調査についての協力

・ 災害時における物価安定についての協力

・ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力

② とびあ浜松農業協同組合（※42）、三ヶ日町農業協同組合、遠州中央農業協同組合（※43）、浜名漁業協同組合

・ 農林水産物の被害調査についての協力

・ 災害時における農産物、魚介類の確保

・ 農林水産物等の災害応急対策についての指導

③ 建設業関係団体等（※44）

・ 災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力

④ 観光協会

・ 宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施

・ 災害時における宿泊者の救護

・ 災害時における避難者の救護応援協力

※44 浜北建設事業協同組合、三ヶ日町建設業協会、春野建設事業協同組合、佐久間建設業協会、水窪建設業協会、一般社団法人静岡県西部解体工事業協会、浜松上下水道協同組合、浜北上下水道協同組合、天竜北遠上下水道協同組合、細江町水道工事協同組合、三ヶ日水道工事協同組合、天竜森林組合、春野森林組合、佐久間森林組合、水窪町森林組合、龍山森林組合、引佐町森林組合ほか

※名称の変更

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第2章災害予防計画
新旧対照表

頁	旧	新	変更理由
155	第4節 地震災害予防対策の推進 【災害対策本部事務局、警備部、保健医療調整本部、福祉支援部、遺族・遺体部、物資管理部、都市復興部、廃棄物処理部、土木復旧部、上下水道復旧部】 (略)	第4節 地震災害予防対策の推進 【災害対策本部事務局、 <u>消防局、健康福祉部（医療担当・保健所）、健康福祉部、市民部、産業部、都市整備部、環境部、土木部、上下水道部</u> 】 (略)	※文言の整理
156	3 火災の予防対策 (略)	3 火災の予防対策 (略)	
	市が実施する指導 (略) <幹線避難路に近接して設置される危険物、高圧ガス（LP ガスを含む）施設> ・ 避難路の安全を確保するため必要な指導を行う。 <u>【新設】</u> (略)	市が実施する指導 (略) <幹線避難路に近接して設置される危険物、高圧ガス（LP ガスを含む）施設> ・ 避難路の安全を確保するため必要な指導を行う。 <u><防災関連設備等></u> <u>・ 住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努める。</u> (略)	※県地域防災計画（防災）の変更
157	4 建築物等の耐震対策 (略)	4 建築物等の耐震対策 (略)	
158	市が実施すべき事項 (略) <耐震化施策の推進> ・ 浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前の建築物の耐震診断、耐震補強等の実施を促進 (略)	市が実施すべき事項 (略) <耐震化施策の推進> ・ 浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前の建築物の耐震診断、耐震補強<u>及び耐風改修工事等</u>の実施を促進 (略)	※文言の整理

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第2章災害予防計画
新旧対照表

160	(略) 8 危険予想地域における災害の予防 <table><tr><td>災害予防措置</td><td> (略) <山・がけ崩れ危険予想地域（※14）> ・ 山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害危険箇所図の配布等により、当該地域の危険性を広報する。 ・ がけ崩れの発生を監視するため、必要に応じ危険箇所を巡視、点検をする。危険箇所及びその周辺の住民に対し、がけの崩壊につながる行為の禁止を周知する。 (略) </td></tr></table> ※14 避難対象地区（山・崖崩れ危険予想地域）/資料編4-10	災害予防措置	(略) <山・がけ崩れ危険予想地域（※14）> ・ 山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害危険箇所図の配布等により、当該地域の危険性を広報する。 ・ がけ崩れの発生を監視するため、必要に応じ危険箇所を巡視、点検をする。危険箇所及びその周辺の住民に対し、がけの崩壊につながる行為の禁止を周知する。 (略)	(略) 8 危険予想地域における災害の予防 <table><tr><td>災害予防措置</td><td> (略) <山・がけ崩れ危険予想地域（※14）> ・ 山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害危険箇所図の配布等により、当該地域の危険性を広報する。 ・ がけ崩れの発生を監視するため、必要に応じ危険箇所を巡視、点検をする。危険箇所及びその周辺の住民に対し、がけの崩壊につながる行為の禁止を周知する。 (略) </td></tr></table> ※14 避難対象地区（山・<u>がけ</u>崩れ危険予想地域）/資料編4-10	災害予防措置	(略) <山・がけ崩れ危険予想地域（※14）> ・ 山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害危険箇所図の配布等により、当該地域の危険性を広報する。 ・ がけ崩れの発生を監視するため、必要に応じ危険箇所を巡視、点検をする。危険箇所及びその周辺の住民に対し、がけの崩壊につながる行為の禁止を周知する。 (略)	
災害予防措置	(略) <山・がけ崩れ危険予想地域（※14）> ・ 山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害危険箇所図の配布等により、当該地域の危険性を広報する。 ・ がけ崩れの発生を監視するため、必要に応じ危険箇所を巡視、点検をする。危険箇所及びその周辺の住民に対し、がけの崩壊につながる行為の禁止を周知する。 (略)						
災害予防措置	(略) <山・がけ崩れ危険予想地域（※14）> ・ 山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害危険箇所図の配布等により、当該地域の危険性を広報する。 ・ がけ崩れの発生を監視するため、必要に応じ危険箇所を巡視、点検をする。危険箇所及びその周辺の住民に対し、がけの崩壊につながる行為の禁止を周知する。 (略)						
161	(略) 11 生活の確保 ○ 南海トラフ地震臨時情報発表期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の対策を進める。 <table><tr><td>食料及び生活必需品の確保</td><td> ・ 各家庭での備蓄と流通在庫の活用を基本に対策を講ずる。 ① 市が事前に準備する事項 ・ 静岡県第4次地震被害想定、各種の調査等を基礎に、調達が必要な緊急物資の品目及び必要量を定める。 ・ 緊急物資調達先は、協定締結先のほか、市内の食品業者等により調達する。 ・ 市内における緊急物資の調達可能性を調査する。 <u>流通在庫による確保が困難な場合を想定し、物資の一部を備蓄する。</u> ・ 緊急物資の調達、配分方法を策定する。 </td></tr></table>	食料及び生活必需品の確保	・ 各家庭での備蓄と流通在庫の活用を基本に対策を講ずる。 ① 市が事前に準備する事項 ・ 静岡県第4次地震被害想定、各種の調査等を基礎に、調達が必要な緊急物資の品目及び必要量を定める。 ・ 緊急物資調達先は、協定締結先のほか、市内の食品業者等により調達する。 ・ 市内における緊急物資の調達可能性を調査する。 <u>流通在庫による確保が困難な場合を想定し、物資の一部を備蓄する。</u> ・ 緊急物資の調達、配分方法を策定する。	(略) 11 生活の確保 ○ 南海トラフ地震臨時情報発表期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の対策を進める。 <table><tr><td>食料及び生活必需品の確保</td><td> ・ 各家庭での備蓄を<u>基本</u>に対策を講ずる。 ① 市が事前に準備する事項 ・ 静岡県第4次地震被害想定、各種の調査等を基礎に、調達が必要な緊急物資の品目及び必要量を定める。 ・ 緊急物資調達先は、協定締結先のほか、市内の食品業者等により調達する。 ・ 市内における緊急物資の調達可能性を調査する。 ・ 緊急物資の調達、配分方法を策定する。 </td></tr></table>	食料及び生活必需品の確保	・ 各家庭での備蓄を<u>基本</u>に対策を講ずる。 ① 市が事前に準備する事項 ・ 静岡県第4次地震被害想定、各種の調査等を基礎に、調達が必要な緊急物資の品目及び必要量を定める。 ・ 緊急物資調達先は、協定締結先のほか、市内の食品業者等により調達する。 ・ 市内における緊急物資の調達可能性を調査する。 ・ 緊急物資の調達、配分方法を策定する。	※文言の整理 ※文言の整理
食料及び生活必需品の確保	・ 各家庭での備蓄と流通在庫の活用を基本に対策を講ずる。 ① 市が事前に準備する事項 ・ 静岡県第4次地震被害想定、各種の調査等を基礎に、調達が必要な緊急物資の品目及び必要量を定める。 ・ 緊急物資調達先は、協定締結先のほか、市内の食品業者等により調達する。 ・ 市内における緊急物資の調達可能性を調査する。 <u>流通在庫による確保が困難な場合を想定し、物資の一部を備蓄する。</u> ・ 緊急物資の調達、配分方法を策定する。						
食料及び生活必需品の確保	・ 各家庭での備蓄を<u>基本</u>に対策を講ずる。 ① 市が事前に準備する事項 ・ 静岡県第4次地震被害想定、各種の調査等を基礎に、調達が必要な緊急物資の品目及び必要量を定める。 ・ 緊急物資調達先は、協定締結先のほか、市内の食品業者等により調達する。 ・ 市内における緊急物資の調達可能性を調査する。 ・ 緊急物資の調達、配分方法を策定する。						

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第2章災害予防計画
新旧対照表

162		・ 応急復旧資材の調達計画を策定する。 ・ 事業所等との緊急物資の調達に関する応援協定を締結 する。 ・ 緊急物資及び応援物資の集積場^(※17)を定める。 ・ 市内で調達できない緊急物資については県の協力を得て調達の準備をする。 ・ 被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄を行い、生活必需品については市民にその備蓄を促す。 ・ 給食計画を作成する。 ・ 全ての避難所に仮設トイレ等を備蓄する。 ② 市民が実施すべき事項 市は、緊急物資の備蓄等について市民に対し広報を通じて呼びかける。 (略)		・ 応急復旧資材の調達計画を策定する。 ・ 事業所等との緊急物資の調達に関する応援協定を締結する。 ・ 緊急物資及び応援物資の集積場^(※17)を定める。 ・ 市内で調達できない緊急物資については県の協力を得て調達の準備をする。 ・ 被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄を行い、生活必需品については市民にその備蓄を促す。 ・ 給食計画を作成する。 ・ 全ての避難所に<u>携帯</u>トイレ等を備蓄する。 ② 市民が実施すべき事項 市は、緊急物資の備蓄等について市民に対し広報を通じて呼びかける。 (略)	※文言の整理
	飲料水の確保	① 市が実施すべき事項 ・ 給水タンク、浄水機等の非常用給水資機材(※21)を整備するとともに、耐震性貯水槽(飲料水兼用型)を設置する。 ・ 市民に対し、貯水・応急給水に関する啓発を行う。 ・ (社)日本水道協会、19 大都市水道局、浜松市水道組合連合会、<u>(一社)静岡県トラック協会西部支部等</u>との協力体制を確立する。 ・ 復旧資機材の備蓄を行う。 ② 市民が実施すべき事項 <一般家庭における貯水> ・ 貯水には衛生的で衝撃に強い容器を使用し、1 人 1 日 3L を基準として世帯人員の 7 日分を目標に飲料水を確保する。	飲料水の確保	① 市が実施すべき事項 ・ 給水タンク、浄水機等の非常用給水資機材(※21)を整備するとともに、<u>飲料水専用耐震性貯水槽(※22)</u>を設置する。 ・ 市民に対し、<u>飲料水の備蓄</u>・応急給水に関する啓発を行う。 ・ (社)日本水道協会、19 大都市水道局、浜松市水道組合連合会との協力体制を確立する。 ・ 復旧資機材の備蓄を行う。 ② 市民が実施すべき事項 <一般家庭における<u>飲料水の備蓄</u>> ・ <u>飲料水の備蓄</u>には衛生的で衝撃に強い容器を使用し、1 人 1 日 3L を基準として世帯人員の 7 日分を目標に飲料水を確保する。	※文言の整理 ※文言の整理

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第2章災害予防計画
新旧対照表

163		(略)		(略)	※文言の整理 ※県地域防災計画（防災）の変更 ※文言の整理
	(略)	医療救護 ① 市が実施すべき事項 (略) ・ 救護班（※22）の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。 ・ 市民トリアージの普及を図る。 (略)	※22 飲料水専用耐震性貯水槽/資料 18-2 (略)	医療救護 ① 市が実施すべき事項 (略) ・ 救護班（※23）の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。 ・ 市民トリアージの普及を図る。 (略)	
164	※22 DMAT、DPAT等医療チーム		※23 DMAT、DPAT、 <u>災害支援ナース</u> 等医療チーム		
	廃棄物処理	・ 発災後の廃棄者（※23）の処理を適切に行うため、次の対策を講じる。 (略)	廃棄物処理	・ 発災後の廃棄者（※24）の処理を適切に行うため、次の対策を講じる。 (略)	
	保健衛生	(略)	保健衛生	(略)	
	避難所等の 資機材の整備	・ 避難所等に防災倉庫を設置し、必要な防災資機材（※24）を整備する。	避難所等の 資機材の整備	・ 避難所等に防災倉庫を設置し、必要な防災資機材（※25）を整備する。	
	通信の確保	・ 西日本電信電話(株)は、南海トラフ地震臨時情報発表時における避難住民の電話通話を確保するため、協議の上決定した、市指定の避難所へ特設公衆電話機を事前設置（※25）する。	通信の確保	・ 西日本電信電話(株)は、南海トラフ地震臨時情報発表時における避難住民の電話通話を確保するため、協議の上決定した、市指定の避難所へ特設公衆電話機を事前設置（※26）する。	
	※23 ごみ・し尿・がれき類等 ※24 広域防災倉庫格納資機材/資料14-2、防災倉庫格納資機材/同14-3 ※25 特設公衆電話機/資料8-1 (略)		※24 ごみ・し尿・がれき類等 ※25 広域防災倉庫格納資機材/資料14-2、防災倉庫格納資機材/同14-3 ※26 特設公衆電話機/資料8-1 (略)		

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第2章災害予防計画
新旧対照表

164

12 緊急輸送活動体制の整備

○ 県は、被災地へのアクセスや人員・重症患者・物資・燃料等の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急輸送ルート（※26）を事前に定めておく。

※26 静岡県広域受援計画に定める、発災後における被災地及び拠点・施設等への進出経路。

（略）

165

15 救援・救護のための標示

○ 市は、ヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物の屋上への番号標示（※27）に努める。

※27 公共建物番号標示/資料11-6

（略）

165

第6節 津波災害予防対策の推進

（略）

3 危険予想地域における災害の予防

避難対象地区の指定	（略）
災害予防措置	（略） ＜避難対象区域（津波危険予想地域、推進計画区域）（※4）＞ ・ 市は、当該地域の住民、船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示（緊急）の意義、避難方法等の周知に努める。 ・ 海面監視所設置（※5） 津波来襲に備え、地震発生後直ちに海面の異常を観測することができるよう海面監視所を設置し、観測器の整備、緊急連絡用の防災無線機配備、突発地震にも即応可能な監視体制の維持強

12 緊急輸送活動体制の整備

○ 県は、被災地へのアクセスや人員・重症患者・物資・燃料等の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急輸送ルート（※27）を事前に定めておく。

※27 静岡県広域受援計画に定める、発災後における被災地及び拠点・施設等への進出経路。

（略）

15 救援・救護のための標示

○ 市は、ヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物の屋上への番号標示（※28）に努める。

※28 公共建物番号標示/資料11-6

（略）

第6節 津波災害予防対策の推進

（略）

3 危険予想地域における災害の予防

避難対象地区の指定	（略）
災害予防措置	（略） ＜避難対象区域（津波危険予想地域、推進計画区域）（※4）＞ ・ 市は、当該地域の住民、船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示（緊急）の意義、避難方法等の周知に努める。 ・ 海面監視所設置（※5） 津波来襲に備え、地震発生後直ちに海面の異常を観測することができるよう海面監視所を設置し、観測器の整備、緊急連絡用の防災無線機配備、突発地震にも即応可能な監視体制の維持強

※文言の整理

※文言の整理

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第2章災害予防計画
新旧対照表

	化の対策に努める。 (略) ※5 津波監視カメラ設置箇所（3か所）南清掃事業所、西部清掃工場、今切団地	化の対策に努める。 (略) ※5 津波監視カメラ設置箇所（2か所）西部清掃工場、今切団地	※データの更新
--	--	---	--------------------

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第3章地震防災施設緊急整備計画 新旧対照表

頁	旧	新	変更理由				
170	第1節 地震防災施設整備指針 【災害対策本部事務局、警備部、保健医療調整本部、福祉支援部、遺族・遺体部、物資管理部、都市復興部、土木復旧部、上下水道復旧部、学校管理部】 （略） 1 防災業務施設の整備 <table><tr><td>消防用施設の整備 及び消火用水対策</td><td> ・ 地震発生後に予想される火災に備え消防車両、耐震性を有する消防水利、可搬式動力ポンプ等の消防用施設等の整備を図る。 ・ 河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど、多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。 </td></tr></table> （略）	消防用施設の整備 及び消火用水対策	・ 地震発生後に予想される火災に備え消防車両、耐震性を有する消防水利、可搬式動力ポンプ等の消防用施設等の整備を図る。 ・ 河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど、多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。	第1節 地震防災施設整備指針 【災害対策本部事務局、<u>消防局、健康福祉部（医療担当・保健所）、健康福祉部、市民部、産業部、都市整備部、土木部、上下水道部、学校管理部</u>】 （略） 1 防災業務施設の整備 <table><tr><td>消防用施設の整備 及び消火用水対策</td><td> ・ 地震発生後に予想される火災に備え、<u>多様な災害にも対応する</u>消防車両、耐震性を有する消防水利、可搬式動力ポンプ等の消防用施設等の整備を図る。 ・ 河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど、多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。 </td></tr></table> （略）	消防用施設の整備 及び消火用水対策	・ 地震発生後に予想される火災に備え、<u>多様な災害にも対応する</u>消防車両、耐震性を有する消防水利、可搬式動力ポンプ等の消防用施設等の整備を図る。 ・ 河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど、多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。	※文言の整理 ※県地域防災計画（防災）の変更
消防用施設の整備 及び消火用水対策	・ 地震発生後に予想される火災に備え消防車両、耐震性を有する消防水利、可搬式動力ポンプ等の消防用施設等の整備を図る。 ・ 河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど、多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。						
消防用施設の整備 及び消火用水対策	・ 地震発生後に予想される火災に備え、<u>多様な災害にも対応する</u>消防車両、耐震性を有する消防水利、可搬式動力ポンプ等の消防用施設等の整備を図る。 ・ 河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど、多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。						
172	第2節 地域対策緊急整備事業計画 【災害対策本部事務局、警備部、保健医療調整本部、福祉支援部、遺族・遺体部、物資管理部、土木復旧部】	第2節 地域対策緊急整備事業計画 【災害対策本部事務局、<u>消防局、健康福祉部（医療担当・保健所）、健康福祉部、市民部、都市整備部、土木部</u>】	※文言の整理				
175	第3節 地震防災緊急事業五箇年計画 【災害対策本部事務局、警備部、都市復興部、土木復旧部】	第3節 地震防災緊急事業五箇年計画 【災害対策本部事務局、<u>消防局、都市整備部、土木部</u>】	※文言の整理				
176	第4節 津波避難対策緊急事業計画 【災害対策本部事務局、都市復興部】	第4節 津波避難対策緊急事業計画 【災害対策本部事務局、<u>都市整備部</u>】	※文言の整理				
176	第5節 その他の地震対策事業計画 【災害対策本部事務局、保健医療調整本部、都市復興部、上下水道復旧部】	第5節 その他の地震対策事業計画 【災害対策本部事務局、<u>健康福祉部（医療担当・保健所）、都市整備部、上下水道部</u>】	※文言の整理				

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第4章地震・津波警戒対策計画 新旧対照表

頁	旧	新	変更理由
179	第1節 南海トラフ地震臨時情報への市の対応について (略)	第1節 南海トラフ地震臨時情報への市の対応について (略)	
180	《南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置》 (略) <u>【新設】</u>	《南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置》 (略) <u>2 災害応急対策をとるべき期間</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、後発地震の発生を踏まえて、対象地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。</u> <u>当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。</u>	※南海トラフ臨時情報発表（浜松市）による追加
180	《南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置》 (略) <u>【新設】</u>	《南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置》 (略) <u>9 災害応急対策をとるべき期間</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性と社会的な受認の限度を踏まえ、対象地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとする。</u> <u>対象地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対しては警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間）後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u> <u>当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。</u>	※南海トラフ臨時情報発表（浜松市）による追加

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第5章災害応急対策計画 新旧対照表

頁	旧	新	変更理由									
187	第3節 広報活動 【災害対策本部事務局】 (略)	第3節 広報活動 【災害対策本部事務局、 <u>上下水道復旧部</u> 】 (略)	※担当部局の見直し									
196	第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策 【災害対策本部事務局】	第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策 【災害対策本部事務局、 <u>上下水道復旧部</u> 】	※担当部局の見直し									
197	第16節 市域外被災地支援活動 <u>【新設】</u>	第16節 市域外被災地支援活動 <u>1 被災地支援対策本部等（※1）の配備基準</u> <u>市は以下の配備基準を満たす場合には、被災地支援対策本部等を設置する。</u> <table><tr><th>体制</th><th>配備基準</th><th>対応部（課）</th></tr><tr><td>情報収集</td><td>・国内のいずれかの市区町村で震度6弱以上の地震が観測されたとき 又はそれに相当する災害が発生したと危機管理監が認めるとき ・その他、情報収集体制をとる必要があると危機管理監が認めるとき</td><td>危機管理課 ※その他、危機管理 監が必要と認める課</td></tr><tr><td>被災地支援 対策本部</td><td>・「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画（指定都市市長会）」が適用された場合 ・災害時相互応援協定を締結している地域で地震等の災害が発生し、 その災害の規模が被災自治体で対処できないものであると市長が 認めるとき ・その他、被災地支援対策本部体制をとる必要があると市長が認める とき</td><td>関係する部（災害対 策本部体制に基づ く）</td></tr></table>	体制	配備基準	対応部（課）	情報収集	・国内のいずれかの市区町村で震度6弱以上の地震が観測されたとき 又はそれに相当する災害が発生したと危機管理監が認めるとき ・その他、情報収集体制をとる必要があると危機管理監が認めるとき	危機管理課 ※その他、危機管理 監が必要と認める課	被災地支援 対策本部	・「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画（指定都市市長会）」が適用された場合 ・災害時相互応援協定を締結している地域で地震等の災害が発生し、 その災害の規模が被災自治体で対処できないものであると市長が 認めるとき ・その他、被災地支援対策本部体制をとる必要があると市長が認める とき	関係する部（災害対 策本部体制に基づ く）	※浜松市被災地支援対策本部要綱との調整
体制	配備基準	対応部（課）										
情報収集	・国内のいずれかの市区町村で震度6弱以上の地震が観測されたとき 又はそれに相当する災害が発生したと危機管理監が認めるとき ・その他、情報収集体制をとる必要があると危機管理監が認めるとき	危機管理課 ※その他、危機管理 監が必要と認める課										
被災地支援 対策本部	・「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画（指定都市市長会）」が適用された場合 ・災害時相互応援協定を締結している地域で地震等の災害が発生し、 その災害の規模が被災自治体で対処できないものであると市長が 認めるとき ・その他、被災地支援対策本部体制をとる必要があると市長が認める とき	関係する部（災害対 策本部体制に基づ く）										
		※1 浜松市被災地支援対策本部設置要綱/資料編1-4、 <u>浜松市被災地支援対策本部設置要綱の運用について/解説・運用編1-1</u>										

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第5章災害応急対策計画 新旧対照表

198	1 被災地支援体制 ○ 被災地支援が決定した場合(※1)には被災地支援対策本部を設置し、被災地の情報収集や派遣職員の総合調整を行う。 ※1 浜松市被災地支援対策本部設置要綱の運用について/資料編1-4 (略)	<u>2</u> 被災地支援体制 ○ 被災地支援が決定した場合には被災地支援対策本部を設置し、被災地の情報収集や派遣職員の総合調整を行う。 (略)	※文言の整理
198	2 被災地支援対策本部会議 (略)	<u>3</u> 被災地支援対策本部会議 (略)	※文言の整理

浜松市地域防災計画 大規模事故対策編 第1章計画の作成に当たって 新旧対照表

頁	旧	新	変更理由																								
199	第2節 市災害対策本部 1 災害対策体制 ○ 本市の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、事前配備体制及び浜松市災害対策本部(※1)体制をとる。 《事前配備体制》 <table><tr><th>体制^(※2)</th><th>配備の判断基準</th><th>配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)</th></tr><tr><td>情報収集体制</td><td>・連絡を受けた事故が相当な死傷者が発生し、その事故により情報収集体制をとる必要があると危機管理監(区危機管理監・地域危機管理監を含む。以下同じ)が判断したとき</td><td>危機管理課、秘書課(組織としての政策補佐官含む)/区振興課/行政センター/支所</td></tr><tr><td>災害対策準備室</td><td>・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき</td><td>情報収集体制の関係各課に加えて 広聴広報課、農業水産課、農業振興課、農地整備課、農地利用課(農業委員会事務局)、林業振興課、土木部、消防局、上下水道部、学校教育部</td></tr><tr><td>災害対策連絡室</td><td>・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くことが見込まれ、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき</td><td>災害対策準備室の関係各課に加えて 災害11部の代表課及び 情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課、福祉総務課、<u>生活衛生課</u>、環境部</td></tr></table> (略)	体制 ^(※2)	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)	情報収集体制	・連絡を受けた事故が相当な死傷者が発生し、その事故により情報収集体制をとる必要があると危機管理監(区危機管理監・地域危機管理監を含む。以下同じ)が判断したとき	危機管理課、秘書課(組織としての政策補佐官含む)/区振興課/行政センター/支所	災害対策準備室	・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	情報収集体制の関係各課に加えて 広聴広報課、農業水産課、農業振興課、農地整備課、農地利用課(農業委員会事務局)、林業振興課、土木部、消防局、上下水道部、学校教育部	災害対策連絡室	・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くことが見込まれ、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	災害対策準備室の関係各課に加えて 災害11部の代表課及び 情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課、福祉総務課、 <u>生活衛生課</u> 、環境部	第2節 市災害対策本部 1 災害対策体制 ○ 本市の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、事前配備体制及び浜松市災害対策本部(※1)体制をとる。 《事前配備体制》 <table><tr><th>体制^(※2)</th><th>配備の判断基準</th><th>配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)</th></tr><tr><td>情報収集体制</td><td>・連絡を受けた事故が相当な死傷者が発生し、その事故により情報収集体制をとる必要があると危機管理監(区危機管理監・地域危機管理監を含む。以下同じ)が判断したとき</td><td>危機管理課、秘書課(組織としての政策補佐官含む)/区振興課/行政センター/支所</td></tr><tr><td>災害対策準備室</td><td>・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき</td><td>情報収集体制の関係各課に加えて 広聴広報課、農業水産課、農業振興課、農地整備課、農地利用課(農業委員会事務局)、林業振興課、土木部、消防局、上下水道部、学校教育部</td></tr><tr><td>災害対策連絡室</td><td>・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くことが見込まれ、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき</td><td>災害対策準備室の関係各課に加えて 災害11部の代表課及び 情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課、福祉総務課、環境部</td></tr></table> (略)	体制 ^(※2)	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)	情報収集体制	・連絡を受けた事故が相当な死傷者が発生し、その事故により情報収集体制をとる必要があると危機管理監(区危機管理監・地域危機管理監を含む。以下同じ)が判断したとき	危機管理課、秘書課(組織としての政策補佐官含む)/区振興課/行政センター/支所	災害対策準備室	・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	情報収集体制の関係各課に加えて 広聴広報課、農業水産課、農業振興課、農地整備課、農地利用課(農業委員会事務局)、林業振興課、土木部、消防局、上下水道部、学校教育部	災害対策連絡室	・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くことが見込まれ、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	災害対策準備室の関係各課に加えて 災害11部の代表課及び 情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課、福祉総務課、環境部	
体制 ^(※2)	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)																									
情報収集体制	・連絡を受けた事故が相当な死傷者が発生し、その事故により情報収集体制をとる必要があると危機管理監(区危機管理監・地域危機管理監を含む。以下同じ)が判断したとき	危機管理課、秘書課(組織としての政策補佐官含む)/区振興課/行政センター/支所																									
災害対策準備室	・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	情報収集体制の関係各課に加えて 広聴広報課、農業水産課、農業振興課、農地整備課、農地利用課(農業委員会事務局)、林業振興課、土木部、消防局、上下水道部、学校教育部																									
災害対策連絡室	・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くことが見込まれ、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	災害対策準備室の関係各課に加えて 災害11部の代表課及び 情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課、福祉総務課、 <u>生活衛生課</u> 、環境部																									
体制 ^(※2)	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)																									
情報収集体制	・連絡を受けた事故が相当な死傷者が発生し、その事故により情報収集体制をとる必要があると危機管理監(区危機管理監・地域危機管理監を含む。以下同じ)が判断したとき	危機管理課、秘書課(組織としての政策補佐官含む)/区振興課/行政センター/支所																									
災害対策準備室	・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	情報収集体制の関係各課に加えて 広聴広報課、農業水産課、農業振興課、農地整備課、農地利用課(農業委員会事務局)、林業振興課、土木部、消防局、上下水道部、学校教育部																									
災害対策連絡室	・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くことが見込まれ、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	災害対策準備室の関係各課に加えて 災害11部の代表課及び 情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課、福祉総務課、環境部																									
200			※担当部局の修正																								

浜松市地域防災計画 大規模事故対策編 第2章道路事故対策計画 新旧対照表

頁	旧	新	変更理由																																				
201	第 1 節 総則	第 1 節 総則	※データの更新																																				
	2 予想される事故と地域	2 予想される事故と地域																																					
202	(1) 市内の道路の状況	(1) 市内の道路の状況																																					
	○ 浜松市内の道路の路線数及び延長は次のとおりである (※7)。	○ 浜松市内の道路の路線数及び延長は次のとおりである (※7)。																																					
	(令和 5 年 4 月 1 日現在)	(令和 6 年 4 月 1 日現在)																																					
	<table><tr><th>道路の種類</th><th>路線数</th><th>実延長 (km)</th></tr><tr><td>高速自動車国道</td><td>2</td><td>65.0</td></tr><tr><td>一般国道</td><td>6</td><td>248.2</td></tr><tr><td>県 道</td><td>67</td><td>682.3</td></tr><tr><td>市 町 道</td><td>23,737</td><td>7,574.9</td></tr><tr><td>合 計</td><td>23,812</td><td>8,570.4</td></tr></table>	道路の種類		路線数	実延長 (km)	高速自動車国道	2	65.0	一般国道	6	248.2	県 道	67	682.3	市 町 道	23,737	7,574.9	合 計	23,812	8,570.4	<table><tr><th>道路の種類</th><th>路線数</th><th>実延長 (km)</th></tr><tr><td>高速自動車国道</td><td>2</td><td>65.0</td></tr><tr><td>一般国道</td><td>6</td><td>248.2</td></tr><tr><td>県 道</td><td>67</td><td>682.3</td></tr><tr><td>市 町 道</td><td>23,750</td><td>7,578.5</td></tr><tr><td>合 計</td><td>23,825</td><td>8,574.0</td></tr></table>	道路の種類	路線数	実延長 (km)	高速自動車国道	2	65.0	一般国道	6	248.2	県 道	67	682.3	市 町 道	23,750	7,578.5	合 計	23,825	8,574.0
道路の種類	路線数	実延長 (km)																																					
高速自動車国道	2	65.0																																					
一般国道	6	248.2																																					
県 道	67	682.3																																					
市 町 道	23,737	7,574.9																																					
合 計	23,812	8,570.4																																					
道路の種類	路線数	実延長 (km)																																					
高速自動車国道	2	65.0																																					
一般国道	6	248.2																																					
県 道	67	682.3																																					
市 町 道	23,750	7,578.5																																					
合 計	23,825	8,574.0																																					
	(2) 市内の交通量	(2) 市内の平均交通量 (平日昼間 12 時間平均)																																					
	○ 浜松市内における平均交通量は、6,726/12h (平日) であり、平均大型車混入率は 17.9%である (平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査)。	○ 浜松市内の平均交通量は次のとおりである。(※8)																																					
	【新設】	<table><tr><th>道路の種類</th><th>平均交通量</th><th>平均大型車両混入率</th></tr><tr><td>高速自動車国道</td><td>18,787</td><td>45.0%</td></tr><tr><td>一般国道</td><td>11,294</td><td>13.0%</td></tr><tr><td>県 道</td><td>5,483</td><td>9.9%</td></tr><tr><td>市 町 道</td><td>11,961</td><td>5.4%</td></tr><tr><td>合計 平均</td><td>8703</td><td>13.6%</td></tr></table>	道路の種類	平均交通量	平均大型車両混入率	高速自動車国道	18,787	45.0%	一般国道	11,294	13.0%	県 道	5,483	9.9%	市 町 道	11,961	5.4%	合計 平均	8703	13.6%																			
道路の種類	平均交通量	平均大型車両混入率																																					
高速自動車国道	18,787	45.0%																																					
一般国道	11,294	13.0%																																					
県 道	5,483	9.9%																																					
市 町 道	11,961	5.4%																																					
合計 平均	8703	13.6%																																					
		※8 参考：令和 3 年全国道路・街路交通情勢調査																																					

浜松市地域防災計画 大規模事故対策編 第2章道路事故対策計画 新旧対照表

203	(3) 道路交通危険箇所 ○ 市管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は、次のとおりである。 (令和5年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th><th>落石・崩壊</th><th>その他</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td><td>108</td><td>50</td><td>158</td></tr> <tr> <td>主要地方道</td><td>56</td><td>31</td><td>87</td></tr> <tr> <td>一般県道</td><td>88</td><td>51</td><td>139</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>252</td><td>132</td><td>384</td></tr> </tbody> </table>	道路の種類	落石・崩壊	その他	合計	一般国道	108	50	158	主要地方道	56	31	87	一般県道	88	51	139	合計	252	132	384	(3) 道路交通危険箇所 ○ 市管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は、次のとおりである。 (令和6年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th><th>落石・崩壊</th><th>その他</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td><td>113</td><td>54</td><td>167</td></tr> <tr> <td>主要地方道</td><td>55</td><td>31</td><td>86</td></tr> <tr> <td>一般県道</td><td>88</td><td>51</td><td>139</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>256</td><td>136</td><td>392</td></tr> </tbody> </table>	道路の種類	落石・崩壊	その他	合計	一般国道	113	54	167	主要地方道	55	31	86	一般県道	88	51	139	合計	256	136	392	※データの修正
道路の種類	落石・崩壊	その他	合計																																								
一般国道	108	50	158																																								
主要地方道	56	31	87																																								
一般県道	88	51	139																																								
合計	252	132	384																																								
道路の種類	落石・崩壊	その他	合計																																								
一般国道	113	54	167																																								
主要地方道	55	31	86																																								
一般県道	88	51	139																																								
合計	256	136	392																																								

浜松市地域防災計画 大規模事故対策編 第3章鉄道事故対策計画 新旧対照表

頁	旧	新	変更理由
212	第2章 災害予防計画 【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部 <u>(医療担当・保健所)</u>】 (略)	第2章 災害予防計画 【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部】 (略)	※担当部局の修正
213	第3節 災害応急対策計画 【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部 (医療担当・保健所)、土木部、<u>上下水道部</u>】 (略)	第3節 災害応急対策計画 【災害対策本部事務局、<u>警備(消火・救出)部、保健医療調整本部、土木復旧部</u>】 (略)	※担当部局の修正

浜松市地域防災計画 大規模事故対策編 第4章海上事故対策計画 新旧対照表

頁	旧	新	変更理由
229	第3節 災害応急対策計画（船舶事故） 【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部、健康福祉部（医療担当・保健所）、区本部】 （略）	第3節 災害応急対策計画（船舶事故） 【災害対策本部事務局、<u>警備（消火・救出）部、遺族・遺体部、福祉支援部、保健医療調整本部</u>、区本部】 （略）	※文言の整理

浜松市地域防災計画 大規模事故対策編 第6章大規模火災対策計画 新旧対照表

頁	旧	新	変更理由
251	第2節 災害予防計画 1 消防体制の整備 ○ 市は、地域における各種災害による被害の軽減を図るため、消防隊を編成し、効率的・効果的な運用を図る。 ○ 市は、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図る。 ○ 市は、消防職員及び消防団員を消防学校、消防大学校等に派遣するほか、教育訓練の充実を図る。 ○ 市は、消防団の施設・装備の整備、消防団への参加の促進、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団の活性化を図る。 ○ 市は、消防組織の確立、消防施設の拡充及び消防相互応援体制を充実させるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努める。	第2節 災害予防計画 1 消防体制の整備 ○ 市は、地域における各種災害による被害の軽減を図るため、消防隊を編成し、効率的・効果的な運用を図る。 ○ 市は、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図る。 ○ 市は、消防職員及び消防団員を消防学校、消防大学校等に派遣するほか、教育訓練の充実を図る。 ○ 市は、消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実</u>、消防団への参加の促進、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、<u>消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努め</u>、消防団の活性化を図る。 ○ 市は、消防組織の確立、消防施設の拡充及び消防相互応援体制を充実させるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努める。	※県地域防災計画（防災）の変更

5 浜松市地域防災計画 大規模事故対策編 第7章危険物事故対策計画 新旧対照表

頁	旧	新	変更理由								
256	第 1 節 総則 (略) 3 関係機関の業務の大綱 <table><tr><td>市^(※8)</td><td> ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る許認可 ・ 災害時の消火、人命救助活動 ・ 危険物、火薬類及び高圧ガスに係る事故等の原因究明、再発防止指導 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事業者等への保安指導 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事故発生時の国や関係機関との連絡 </td></tr><tr><td>市</td><td>調整</td></tr></table> (略)	市 ^(※8)	・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る許認可 ・ 災害時の消火、人命救助活動 ・ 危険物、火薬類及び高圧ガスに係る事故等の原因究明、再発防止指導 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事業者等への保安指導 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事故発生時の国や関係機関との連絡	市	調整	第 1 節 総則 (略) 3 関係機関の業務の大綱 <table><tr><td>市^(※8)</td><td> ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る許認可 ・ 災害時の消火、人命救助活動 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事故等の原因究明、再発防止指導 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事業者等への保安指導 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事故発生時の国や関係機関との連絡 </td></tr><tr><td>市</td><td>調整</td></tr></table> (略)	市 ^(※8)	・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る許認可 ・ 災害時の消火、人命救助活動 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事故等の原因究明、再発防止指導 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事業者等への保安指導 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事故発生時の国や関係機関との連絡	市	調整	※文言の整理
市 ^(※8)	・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る許認可 ・ 災害時の消火、人命救助活動 ・ 危険物、火薬類及び高圧ガスに係る事故等の原因究明、再発防止指導 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事業者等への保安指導 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事故発生時の国や関係機関との連絡										
市	調整										
市 ^(※8)	・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る許認可 ・ 災害時の消火、人命救助活動 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事故等の原因究明、再発防止指導 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事業者等への保安指導 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事故発生時の国や関係機関との連絡										
市	調整										
257	第 2 節 災害予防計画 (略)	第 2 節 災害予防計画 (略)									
258	3 危険物 ○ 市は、危険物の製造、貯蔵、取扱等を法の基準に適合するよう指導又は命令により災害の発生を防止する。 ○ 市は、状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させる。 ○ 事業者、危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理知識の向上を図る。 ○ 危険物を扱う事業者は、以下の実施に努める。 ・ 消防設備を点検し機能を確保するとともに、自衛要員を増強し、自衛消防力を強化する。 ・ 防災資機材を確保するとともに、貯蔵危険物の保安体制を強化する。	3 危険物 ○ 市は、危険物の製造、貯蔵、取扱等を法の基準に適合するよう指導又は命令により災害の発生を防止する。 ○ 市は、状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させる。 ○ 事業者、危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理知識の向上を図る。 ○ 危険物を扱う事業者は、以下の実施に努める。 ・ 消防設備を点検し、<u>機</u>機能を確保するとともに、自衛要員を増強し、自衛消防力を強化する。 ・ 防災資機材を確保するとともに、貯蔵危険物の保安体制を強化する。	※文言の整理								

5 浜松市地域防災計画 大規模事故対策編 第7章危険物事故対策計画 新旧対照表

258	第3節 災害応急対策計画 (略) 1 市の体制 (1) 火薬類 ○ 爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとり、製造業者、販売業者、消費者その他火薬を取扱う者に対して、火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。 ○ 爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに火災警戒区域を設定し、立ち入りの制限若しくは禁止又は退去を命じる。 ○ 爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに消防車両及び消防用資機材を活用して、消防の人員、機材を動員し、災害の防御又は災害の拡大防止を行う。 ○ 負傷者の救出、救護その他必要な措置を講じる。 (2) ガス類 ○ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに製造、販売施設、高圧ガス貯蔵所の保安上必要な措置を指示する。 ○ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに火災警戒区域を設定し、区域内の火気使用禁止又は防災関係者及び施設関係者以外の立ち入りの制限及び禁止若しくは退去を命じる。 ○ 引火、爆発又はそのおそれのあるときは、関係機関と連携をとるとともに消防の人員、機材を動員し、災害の防御又は災害の拡大防止を行う。 ○ 被害者の救出、救護等必要な措置を講じる。 (略)	第3節 災害応急対策計画 (略) 1 市の体制 (1) 火薬類 ○ 爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとり、製造業者、販売業者、消費者その他火薬を取扱う者に対して、火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。 ○ 爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに火災警戒区域を設定し、<u>立ち入り</u>の制限若しくは禁止又は退去を命じる。 ○ 爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに消防車両及び消防用資機材を活用して、消防の人員、機材を動員し、災害の防御又は災害の拡大防止を行う。 ○ 負傷者の救出、救護その他必要な措置を講じる。 (2) ガス類 ○ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに製造<u>施設</u>、販売施設、高圧ガス貯蔵所の保安上必要な措置を指示する。 ○ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに火災警戒区域を設定し、区域内の火気使用禁止又は防災関係者及び施設関係者以外に<u>に対する</u>立ち入りの制限及び禁止若しくは退去を命じる。 ○ 引火、爆発又はそのおそれのあるときは、関係機関と連携をとるとともに消防の人員、機材を動員し、災害の防御又は災害の拡大防止を行う。 ○ 被害者の救出、救護等必要な措置を講じる。 (略)	※文言の整理 ※文言の整理 ※文言の整理
-----	--	---	---

5 浜松市地域防災計画 大規模事故対策編 第7章危険物事故対策計画 新旧対照表

260

2事業者の体制

(1)都市ガス取扱い事業者

体制づくり

<非常災害待機体制>

大雨、洪水、暴風等の各種警報が発令され、**または**大火災が発生するなど、ガス施設等または多数の需要家に大きな被害が予想される場合。

<第1次非常体制>

災害が軽微または局部的に発生した場合、またそのおそれのある場合。

<第2次非常体制>

第1次非常体制では対処できない災害または災害区域が中程度の規模の限定された地域におよぼした場合、またはそのおそれのある場合。

<第3次非常体制>

第2次非常体制では対処できない災害、重大事故または広域にわたる災害が発生した場合、またはそのおそれのある場合。

【新設】

(略)

(2)高圧ガス、危険物等取扱い事業者

(略)

火薬類

<火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の処置>

・貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合にはこれに移し、見張人をつける。

・通路が危険である**か**又は搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。

・火薬庫の出入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火的な措置を講じ、必要に応じ付近の住民に避難するよう警告する。

(略)

2事業者の体制

(1)都市ガス取扱い事業者

体制づくり

<非常災害待機体制>

大雨、洪水、暴風等の各種警報が発令され、大火災が発生するなど、ガス施設等**又は**多数の**一般消費者(※2)**に大きな被害が予想される場合

<第1次非常体制>

災害が軽微**若しくは**局部的に発生した場合**又は**そのおそれのある場合

<第2次非常体制>

第1次非常体制では対処できない**場合若しくは**災害区域が中程度の規模の限定された地域におよぼした場合**又は**そのおそれのある場合

<第3次非常体制>

第2次非常体制では対処できない災害、重大事故**若しくは**広域にわたる災害が発生した**場合又は**またはそのおそれのある場合

※2 ガス施設等以外の消費者をいう。

(略)

(2)高圧ガス、危険物等取扱い事業者

(略)

火薬類

<火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の処置>

・貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合にはこれに移し、見張人をつける。

・通路が危険である又は搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。

・火薬庫の出入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火的な措置を講じ、必要に応じ**て**付近の住民に避難するよう警告する。

(略)

※文言の整理

※文言の整理

5 浜松市地域防災計画 大規模事故対策編 第7章危険物事故対策計画 新旧対照表

261	<table><tr><td>石油類</td><td> ＜事業者の処置＞ ・ 施設内の使用火、作業火等の火気を完全に消火し、発火源を除去する。 ・ 施設内の電源は状況により保安系統を除き遮断する。ただし断線の場合は自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。 (略) </td></tr></table>	石油類	＜事業者の処置＞ ・ 施設内の使用火、作業火等の火気を完全に消火し、発火源を除去する。 ・ 施設内の電源は状況により保安系統を除き遮断する。ただし断線の場合は自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。 (略)	<table><tr><td>石油類</td><td> ＜事業者の処置＞ ・ 施設内の使用火、作業火等の火気を完全に消火し、発火源を除去する。 ・ 施設内の電源は状況により保安系統を除き遮断する。ただし、断線の場合は自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。 (略) </td></tr></table>	石油類	＜事業者の処置＞ ・ 施設内の使用火、作業火等の火気を完全に消火し、発火源を除去する。 ・ 施設内の電源は状況により保安系統を除き遮断する。ただし、断線の場合は自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。 (略)	※文言の整理
石油類	＜事業者の処置＞ ・ 施設内の使用火、作業火等の火気を完全に消火し、発火源を除去する。 ・ 施設内の電源は状況により保安系統を除き遮断する。ただし断線の場合は自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。 (略)						
石油類	＜事業者の処置＞ ・ 施設内の使用火、作業火等の火気を完全に消火し、発火源を除去する。 ・ 施設内の電源は状況により保安系統を除き遮断する。ただし、断線の場合は自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。 (略)						